

平成24年 第2回 築上町議会定例会会議録(第3日)

平成24年6月11日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成24年6月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 新川 久三君 副町長 ..... 八野 紘海君  
教育長 ..... 進 俊郎君  
会計管理者兼会計課長 ..... 田中 哲君

総務課長 .....	吉留 正敏君	財政課長 .....	則行 一松君
企画振興課長 .....	渡邊 義治君	人権課長 .....	松田 洋一君
税務課長 .....	田村 一美君	住民課長 .....	平塚 晴夫君
福祉課長 .....	高橋 美輝君	産業課長 .....	中野 誠一君
建設課長 .....	平尾 達弥君	都市政策課長 .....	久保 和明君
上水道課長 .....	加來 泰君	下水道課長 .....	古田 和由君
総合管理課長 .....	宮尾 孝好君	環境課長 .....	永野 隆信君
農業委員会事務局長 ...	田村 幸一君	商工課長 .....	神崎 一浩君
学校教育課長 .....	金井 泉君	生涯学習課長 .....	田原 泰之君
監査事務局長 .....	石川 武巳君		

質問者	質問事項	質問の要旨
吉元 成一	1.平成23年度町発注工事について	工期内に完成しなかった工事は何箇所か。 工事割れした施工業者の取扱いはどのようにするのか。又、したのか。
	2.各種イベント開催について	町内にある色々なイベントについて、どのように考えているのか。又、町として、今後、どのような取組みをする考えなのか。
	3.町内の各施設の活用について  自治会政治について	町内の各施設の有効利用について考えを問う。 すべての施設の利用計画について示されたい。 自治会政治は、本当に公平だと思うのか？
小林 和政	1.旧蔵内邸について	経緯と地元対応費用支出状況は？ 現況は？ 将来の見通しは？
西口 周治	1.ゴミ行政について	RDFの今後 生ゴミの取扱い方 ゴミ減量化対策と経費削減の対策
	2.下水道と浄化槽行政について	市町村管理型の推進状況 浄化槽補助金のあり方 町全体をどの様に考えているのか。
塩田 昌生	1.液肥について	タンクを増設し生ゴミを液肥化、RDFのコストを下げ液肥事業の安定を 液肥について中国と交流を再三行っているがどのようなメリットがあるのか。
	2.海岸線松防除について	今年もまた防除を行った外に方法がないか。松林に入らないで下さいと言っているが、小鳥のヒナ、カニ、魚の産卵期でもあり生態系を崩している。十分な調査改善を
武道 修司	1.アグリパークの管理について	4月から町直接の管理になったが、どのような状況かお聞きします。
	2.しいだサンコーと東九州コミュニティ放送について	現在の状況と今後の方針についてお聞きします。
	3.河川の雑木について	河川の中に雑木が増えて、大きくなっています。災害対策としてどのように考えるか、また、県にどのような要望を出しているのかお聞きします。
	4.教育委員会の方針について	新体制になってからの教育長の基本方針をお聞きします。

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
西畑イツミ	1. 保育制度について	<p>子ども・子育て新システムに変わったら現行の保育制度はどうなるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料</li> <li>・現在の保育所にそのまま入所できるのか。</li> <li>・認定証を発行されるのか、その内容は</li> <li>・その他に現行制度と大きく変わるものがあるのか。</li> </ul>
	2. 河川整備状況について	梅雨に入り集中豪雨の対策は 河川整備計画は
	3. 磁気ループの活用を	新設されるコミュニティセンターに集団補聴設備の設置はできないか。
	4. 全国学力テストについて	結果と対策について
田原 宗憲	1. 下水道整備について	処理場施設の耐用年数及び処理場の景観などについてお聞きします。
	2. 漁港整備について	<p>椎田漁港の台風災害後の後片付けについてお聞きします。</p> <p>西八田漁港の防波堤及び浚渫についてお聞きします。</p>

午前10時00分開議

議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議会改革調査特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参っておりますので、御報告いたします。

事務局長から報告してください。進事務局長。

事務局長(進 克則君) 事務局から報告いたします。

議会改革調査特別委員会の委員長に工藤政由、副委員長に丸山年弘議員の方々が互選されました。

以上です。

議長(田村 兼光君) 以上のとおり、互選をされたことについての報告がありました。これで報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1. 一般質問

議長(田村 兼光君) 日程1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。一般質問は11人の届出があり、本日の質問者は6人をめどとしますが、時間に余裕がある場合は質問を続けます。質問は、前の質問者席から行ってください。また、答弁を行う者は所属と氏名を告げて発言してください。それから、重複した内容の質問は、なるべく控えていただくようお願いいたします。

それでは、1番目に、7番、吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) おはようございます。質問事項にのっとり質問をしていきたいと思いを。

まず、1点目の平成23年度発注工事について。

公共工事の発注について、工期内に完成を見なかった工事が数カ所あると、こういうふうには聞いていますが、その箇所数と工期割れをした施工業者に対しての取り扱いをどのようにするか、また、したのかということについて、1点お伺いしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 工事の発注に対して工期おくれ等が何社あるのか。そして、その対応についてどのようにするのかという御質問でございます。

3月末で本来でしたら、すべての工事、書類等を含めて届け出るのが大原則でございます。その中で、工事繰り越しをするかどうかという判断につきましては、大体1カ月から1カ月半ぐらいの時点でその工事の状況を見て、そしてなおかつ上級官庁、防衛局との、そしてなおかつ財務局と調整しながら、この工事について繰り越すべきなのか、繰り越さないでこのままいけるのかということについて、担当の課で判断をして行って

おります。

そして、繰り越しをしない工事について、ぎりぎり間に合うかどうかというのは、職員が現場の状況を見ながら判断をして行っていくわけでございます。その中で、1カ月から1カ月半前の判断で繰り越しをする、しないというのを判断をして、繰越工事につきましては、3本ほどございます。

その中で、我々も職員、担当課だけに任せるのじゃなくて、指名委員会と申しますか、副町長の立場から、それとなおかつ指名委員長の立場から、現場をフォローって申しますか、見て回っております。2月20日から計7回、2月20日、2月21日、2月23日、3月1日、3月6日、3月21日、3月27日、建設課長、財政課長、どちらかを引率して現場に出てどうなのか、間に合うのか、間に合わないのか追いかけて申しますか、工事を工期内に終わるように見て回ったところで。

そして、最終的には議員さんも御存じだと思いますけど、ぎりぎりその1カ月間の間に原材料の手配が間に合わなかった、その間の気候の雨が降ったり等々で、一応5件ほど若干3日なり、5日なり等おくれた件数がございます。それについて、我々も1カ月半前から現場に出て指導を行ってるところで、そしてなおかつそのおくれって申しますか、出てるということで、これについて副町長、なおかつ指名委員会の委員長として、そのままというわけにもいきません。

そういうことで、4月16日に第1回指名委員会を行いまして、この1日、2日おくれたといえ、おくれた事実がございますので、これについてどうすべきかというのを指名委員会の中で検討したところでございます。

そして、検討した中で、何らかの形をとる必要があるという形で措置をとる。そして、なおかつランク制において点数と申しますか、点数をつける場合でも県の評点、そして指定検査員の評点、担当課の評点、そして主管点というやつがございます。主管点につきましては、自社施工の場合、そしてまた自社施工でも問題がある場合、そしてなおかつ自社施工でないって申しますか、現場に出てこなくて行ったというような形がございます。

そのような中から、この点数の配点をどうすべきかという議論もし、この点数配分についても、今年度7月ぐらいに今指名登録が5月末で終わった段階ですので、この点についても見直すとい申しますか、やり直す必要があるんじゃないかなと。配分のどうすべきかということも、あわせてやる必要があるかということも検討して申しますか、課題にしております。

そういうことで、何らかの形をとる。そして、なおかつ点数において何らかの見直しを行うということをやりたいとい申しますか、実施したいなという形を思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 議長、お願いがあります。今副町長のほうから答弁がありまして、6分以上言われました。私は1分かかってないんですね。私の聞いたのは、工期内に完成しなかった事業箇所は何カ所かって、5カ所なら5カ所って言ったらいいんですね。

そして、工期割れをした業者については、何らかの対応をしたのか、あるいは今後するのかということについては、やる気持ちがあったらやると言ったらいいんですね。それから先はまだ質問したいことがいっぱいあるわけで、1時間の限られた時間で、定例会で1時間しかいただけない時間の中で、私は疑問に感じたこと、あるいはこういうふうに改善したらいいのではなからうかということについて、執行部の皆さんに提案し、また意見を出しているわけですから、それに明確なる答弁をいただきたいという気持ちでいっぱいでございます。

できれば、私もいい返事をもらえれば1時間かからないと思います。どうかひとつ私の質問に手短かに答えていただきたいということを、これからそういう返答の仕方でいってもらいたいと思います。

今、詳しくる説明をいただきましたが、私が調べたところによると、工期内に終了し得なかった工事は確かに5工区あります。5本の工事箇所があります。

ちなみに、何でできなかったかと、その5本については、工期内に90%、95%、98%、98%、95%という完成率を示しています。ところが、100%に至ってないから、工期割れしたということでしょう。

その中で、一番工期を割れが短かったのが2日間です。一番長かったのが10日間、その範囲におさまっています。それで、工事の内容によって5カ月間の工期を与えた工事もあります。ちなみに、3,160万の工事に5カ月間の工期を与えています。そして、500万の工事には25日間です。2,430万の工事に5カ月、場合によっては1,400万の工事で50日というのもあります。そのほかに、繰り越しをした事業については工期を割ったということにはなってないんです。

これは、契約繰り越しを議会にかけて、予算を通してもらって繰り越しを承認をいただいたと、それからの新たな工期で契約したわけですから、工期割れしてないという理屈づけでしょう。

しかし、これも何もなく、業者に責任がなくて工期割れしたんだったら、これは仕方がないと思うんです。ところが、聞くところによると、この中にも業者の責任において責任を果たしていなかったという仕事があると、こういうことで私も調査しました。1,358万7,000円の椎田地区の道路改良工事ですが、これ54日間の工期です。

私は、詳しいことは建設課の職員でもありませんし、行政マンでもありませんからよくわかりませんが、「工事には標準工期というのがあります」と、こういうふうに答えられました。前もって調査したらですね。標準工期は、1カ月が標準工期なのか、その工事によって3カ月が標準工期ということもあると思います。

この工事において、ちなみに、これはもう副町長じゃなくて、現場を見る、かかえる建設課長に答えていただきたいんですが、ちなみに標準工期とすれば、この1,358万7,000円の工事が何日間あれば完成すると思われませんか。また、逆算してみて建設課としては何日が必要と感じておりますか、その点について教えてください。

議長(田村 兼光君) 平尾建設課長。

建設課長(平尾 達弥君) 建設課、平尾です。議員御指摘の質問の、この請負金額に対する標準工期とい

うこととなりますと、標準工期はいろいろ工種ごとそれぞれに大まかなところが定められております。手元にちょっと資料等がすぐありませんので、正確かどうかわかりませんが、この金額で言えば大体4カ月前後の標準工期という日数が出てくると思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 課長、行き当たりばったりの回答困りますよ。1,443万の石堂の道路改良舗装工事については、50日間しか工期やってないんですよ、ね。そして、今私が指摘した繰り越しをしている事業については、54日間ですよ、ね。じゃあ、最初からできないんじゃないんですか。それを入札にかけたということですよ。最初から全指名業者に対して、こういう工期しかありませんので、何か事があれば相談にも乗りますよという入札の出し方、かけ方だったら、幾らか納得できますよ。ところが、最初から工期は決めてるんですから、標準工期をとり得ない仕事を入札にかけたということについての責任はどこにあるかと。

そしてまた、業者側も見積もりをしきるわけですから、この工事は54日間でできないという判断がついていたんではなからうかと、こういうふうに思われます。

というのが、私はほかの件で指摘しようと思ったら、これ椎田のことですが、私は皆さん御存じのとおり築城地区出身の議員です。椎田の業者の事情とか、業者の人の顔も知りません。しかし、これを受けた業者が、この工期期間中にどのような行動をしたかということについて、完全に把握できてますか。

議長(田村 兼光君) 平尾建設課長。

建設課長(平尾 達弥君) この現場を受けた業者が、その工事期間中どういう行動かということになりますと、随時その現場に私も行ったわけではございませんので、すべて把握できておりません。

以上です。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) じゃあ、わからなかったら時間もありませんので、私のほうから調査して知った範囲で、それは大げさな面も言われてる人もいるかもしれませんが、あくまで私が現場についていたわけじゃないんですから、100%私の言うことが正しいかどうかについては、考えもんでしょう。

しかし、ある一定のことについては、間違いなく業者が受けた仕事を二の次にして、ほかの工事をやっていたと、いわゆる手間請か下請か知りません。そういった工事を先に片づけて、工期が54日しかないで、標準工期が4カ月から5カ月要るだろうと推定できる、建設課長が判断するような仕事を、自分が受けて工期内に片づけて初めて約束が守れるわけです。

この約束を守る努力を一生懸命して、どうしても日にちが足りなかったと、80%しか完成できませんでした。その工事にかかって一生懸命やっていたら、そういう状態の中だったら町民の皆さんも納得がいくかもしれません。しかし、建設課の各係の職員に聞いてみると、「私どもは忠告もしました」と、「督促もしました」と。もう少し一生懸命やってくれんと、周りの目もありますし、まず第一に請け負ってるんですから、片づけてくだ

さいというような強いことは、地元の皆さんでは、業者の方が地元の業者ですから、余り強いことは言ってないと思います。

なぜかというと、職員退職したらにらまれるとか、休みの日に「おまえ俺んとこの仕事にけちつけたの」とか、そういう具体的な言葉を出さなくても、やっぱり人間関係がまずくなると。よく私が職員の指導について、ある議員さんもよく言われますけど、「襟を正せ」と。一生懸命住民の代表としてやらなきゃいけないことはやらなきゃいけないと、間違っていることは間違っていると指摘すべきだと思います。

これ工期がたまたま補助金の返還をしなくていいような工事だったかもしれませんが、過去においては、一度繰り越しをした事業を二度繰り越せないから、工事を取り上げて、取り上げるという言い方は乱暴かもしれませんが、契約を解除されて、その業者がたまたま何年かそれに相当する事業を、工事を受けてなかったから保証金を積まされて、その保証金も没収されたところ、確かに遅らせた業者が悪いでしょう。しかし、そこまでして今回の件については何もないのかというのを聞いたかったです。

それで、標準工期の話が出ましたが、工期の最終日、3月30日ですね、が100%の状態なのか。で、検査はもう受け終わってなければいけないのか。築上町の請負契約の締結のその点について、いわゆる工事が終わって、書類を提出するまでして検査を受けてなければ、終わったとは言えないのか。それとも、工事だけ終わって、それから1週間後に検査を受ければいいのか、その点はどういうふうになってますか。財政課長にお聞きます。

議長(田村 兼光君) 則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 財政課、則行でございます。工期の考え方につきましては、単年度の部分につきましては、検査終了時の終了というふうになっておりますので、年度内に検査まで完了させるというのが完了でございます。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) じゃあ、この工期割れをしたという執行部側の考え方ですね、建設課の考え方、あるいは指名委員長の考え方でいくと、工事を完成したという日にちがそうではないということですね。契約はあくまで検査が終わるまでの日にちを示すということですね。それでいいんですかね。

議長(田村 兼光君) 則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 工事の完了は、完了届をもって終わらせるものが完了でございます。検査につきましては、工事完成後2週間以内というふうになっております。その2週間の期限が、3月31日ということでございます。年度末ですから、3月31日でございます。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) いや、課長、私がいただいとる資料は、全部工期30日になってます。31日じゃなくて。一応請負契約をしたときに、そういう取り決めでやったんでしょうけど。

それで、要は工事をすべて終わって、書類審査も終わってオッケーが出るまでの2週間の余裕はあるとい

うことですか。それまでに手直しとかやれということですか。

議長(田村 兼光君) 則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 工事の完成につきましては、完成届が出た時点が書類等も含めまして、完成届が出た時点が工事の工期の末でございます。ですから、今議員さんおっしゃってる工事につきましては、3月30日までが工期ということで、本来的にはそこまでに書類等を整備して提出をするものでございます。それを受けまして、役場のほうは年度内の末日、3月31日までに検査を終了しないと、その部分については繰り越しというふうな格好になるものと考えております。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) それで、建設課長にお伺いしますが、工事を担当する職員ですね、例えば一つの工事を担当する職員が2人いるか、一人の場合もあるかもしれません。ほとんど2人ぐらいでやってると思うんですが、この職員の職務については、基本的にどこまで、どの範囲ぐらいまでがやらなければならないかということ、簡単に答えていただきたいんですが。

議長(田村 兼光君) 平尾建設課長。

議員(7番 吉元 成一君) わかりにくいですが。

建設課長(平尾 達弥君) はい、ちょっと質問の内容がよく。

議員(7番 吉元 成一君) はい。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) いわゆる図面を広げてコンクリートを打ったと。擁壁を打ちました、天端が15センチです、20センチですって決まりがあるわけです、図面にはね。それとか、鉄筋が何ミリの鉄筋がなんぼのスパンで何本入ってます、これ全部写真管理してます。だから、見ないっちゃうわけにいかないんです。

自分の抱える仕事は数カ所あると思いますが、それ全部忙しいときは工事が盛んに発注する年度末ですから、そんなにできない仕事を任せてないと思うんですよ、課長も。だから、できる範囲の仕事を任せているわけですから、自分が預かった工事に手抜き工事が無いかということちゃんとチェックするのが、そりゃ一番大事でしょう。

そのほか、こういった問題が起きた原因の一つに、今の建設業法に違反するような業者がいるんじゃないかという気がしてなるんです。それから先、この議場であんまり詰めた話をするとうる人も出てくるでしょうから、余りやりたくないんですが、下請については、全面下請いいんですかね。そういったことを含めて、じゃあ町内の業者ですから、だれがどこで働きるっちゃうことは、大体1年中現場についている職員ぐらいは、どこの会社の社員かなと、人夫だなということはわかると思う。

そうすると、現場を管理する人を決めなきゃいけないわけでしょ、現場代理人とか、主任技術者とか、これは県でも一緒ですよ。築上町はそういったものが必要としているわけでしょ。そういったときに、本当にその会社の人であるかないかというチェックも私はすべきだと思うんですが、そういったことについて職員に確

認したことありますか。指摘されないとやらないんですか。

議長(田村 兼光君) 平尾建設課長。

建設課長(平尾 達弥君) 現場における業者は、書類のおるべき人間かどうかという確認ができとるかできてないかということでございますけど、これについては、本来書類で出した人間については、本来腕章なりつけて、対外的にも示すようなことになっておりますけど、なかなかそこまで指導ができておりませんでした。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 先ほど則行課長のほうからも、工期のことについては県内同じことですよ。工期の決め事については、だから、一応点数も経営審査事項の点数を見ながら登録審査もやっている、公平にやっている、こういうふうに思っています。

じゃけ、工事のほうも、いわゆる県に届け出た経営審査事項の中のいわゆる現場代理人とか、そういう主任技術者とか、一級、二級の施工管理者の免許を持っているとか、そういうので点数決めをしようと思うんです。そういったのが、会社として名前が上がってきてますと。だから、書類を出してくれたら、免許の写しも出ますと。だから、その点についてはチェックがしにくいと。あなたはこっちの会社じゃなくて、こっちの本当は社員やないかねとか、言いにくい点があるとは思いますが。しかし、先般もある役場の方、幹部の方と話したときに、余りにも業者が多いなと、築上町は、ペーパーが儲けて、汗かく人がつぶれていく今の、築上町だけじゃないんですよ。この近辺、最近の土木業界はそういう傾向が多いわけです。いわゆる大きなところで大きな汚職があり、そういったことが続いたもので、いろんな縛りが出てきたと思います。しかし、少なくとも我が築上町の町民がぜひとも必要な工事を、自治会長を通じて上げてきたり、いろんな形でまた執行部のほうが見て回って、これはやらなきゃいけないだろうということで予算つけた事業ですから、やっぱりそういった事業を、やっぱりちゃんと真面目に工事を間に合わせると。これ道路ですから、困っていても回り道してくださいとか、迂回路つけたりして、「済いませんね、迷惑かけますね」と言ったら、同じ町内の業者が請けて仕事したら、そう無理言いませんよ。

しかし、命にかかわる問題ですね、例えば水の問題とか、そういった問題になってくると、ちょっと待ったが今の時期きかないでしょ。何で、ここで言いたいのは何が言いたかったかというのは、この池の工事の改修工事について、これはもう時期が来るとどうしても水を取るんです。水が必要だから、地元の皆さんが「工事間に合うかね」と、こういうふうに来るわけですよ。

わかります。この工事間に合わせるか、間に合わせんかの責任はどこにあるんですか。どこにあると思います、教えてください。子供に聞きたいで悪いけど。

議長(田村 兼光君) 平尾建設課長。

建設課長(平尾 達弥君) 第一に、工期に間に合わせられなかった業者にあると思います。しかし、それを発注して監督するという立場から言えば、発注者である町のほうにも責任があると、そう考えております。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) それで、3月の議会で私は指名について矛盾を感じたことがありまして、一般質問しようかなと思ったんですけども、やっぱりそういったことができれば、是正できれば済むことですから、ということで委員会のほうでランクの問題とか、ちょっと聞いてみました。総務委員会で聞いてみました。そのときに、ちゃんとやってるということでしたので、それ以上言っても仕方がないかなというので様子を見てきました。

ところが、ランクは人が決めるんですから、登録審査委員会で決まったランクを指名委員会でそれを参考にして指名を組むと、ね、財政課長、そういうことだと思います。

それで、地域性とか地権者の関係とかを考慮してですね、例えば1,000万円までの工事に、入札に参加できるランクが例えばCランクとします。そうすると、2,000万以上はもうBですよということになります。そして、地域性を考えて2,000万円までの一千七、八百万までの工事については、なるほどやっぱり仕事のない時期でもあるし、たまたまその仕事しか地域にもなかったし、またその人たちにお世話にならにゃいけない事業だったかもしれないということを考えたときに、やっぱりとにかく倍までぐらいはどうか、そういう事情があったのかなと判断つくんですが、当時私が指摘したときは、そのランク的に5倍以上の仕事に指名に入ってたわけです。どう考えても、地域的にも理解できない地域でした。

それについて質問したら、「実績があるから」と言いました。じゃあ、実績がある業者だったら、そのランクじゃないんでいいんじゃないかと私は言いたかったんですけど、「ああ、そうですか」ということで引き下がりましたが、そういったことをずっといつか何かあるなと思ってたんですけど、その業者が今回のこの工事を遅らせてます。

そして、だれに工事の責任があるかということをあえて子供に聞くみたいに課長に聞いたのは、今から言うことがなるほどということがわかっていただけだと思います。

これは、あくまで工期が短かろうと長かろうと、契約をした以上受けた業者に責任ありますよ。工期をとれない仕事を出した役場側にも責任があります。工期を遅らしたことについては、一概に業者だけが悪いとは申しません、ね。しかし、建設業法で完全下請はいけないということになってるんじゃないですか。地域の皆さんが「間に合うかね、この工事は」と、「困るが」と言ったら、ああ、どうにか間に合うだろうという気持ちがあったと思います。

これ私が直接聞いたわけじゃありませんが、裁判じゃありませんから、証人連れて来いっっちゃうて、ここは皆さんが議長許可をいただいて証人連れて来いっっちゃうなら、僕連れてきますけど、その工事に入っていた下請業者の従業員が仕事をしよるときに、地元の人が来て「大丈夫かね」ったら、ああ、今度は次のこの池の近くにまたあるんでしょ、今年度する事業が。「今度も私自分のとこが落札する」と、「工事契約する」と、「だけど、ここにはさせん」と、こういうふうに言うらしいです。

それはやっぱりね、従業員は自分のとこの会社がかっこいいですよ。帰ったら周りにみんな言うて回るんです。だから私の耳にも当然入りました。もう今から指名組みしてるんですか。その点聞きたいんですが、だれ

か教えてください。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 指名委員長ですが、お答えします。

指名については指名委員会でやっておりまして、実績がある者、そして工事の先ほど言いましたように成績、手持ちの状況、そして地理的条件、受注の公平性っていいですか、指名の状況等々総合的に勘案して決めております。

それで、指名につきましては、あくまでも原課から起工荷が上がった段階で指名組みを行っておりますので、それを数カ月前からどうのこうのっていうことは一切ございません。

以上です。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 当然副町長、そうですね。しかし、そういう話が出るということ、それについてはやっぱり検討するっちゃうか、そういったことについて、やっぱりこれから指名願いを受け付ける段階で、そういうありもしないことを言わないでくれっちゃうことも言うとか、それとか、業者の町主催の研修会を開いて、モラルを守りなさいよというぐらいのことも今後考えていただきたいと、こういうふうに思いますし、この点について最後もう一点ちょっとお伺いしたいんですが、指名登録審査委員会と指名委員会というのが、今この発言の中に随分私も出しましたし、その話が出ました。

これはもうこの築上町の行政の最高責任者は町長であります。あくまで副町長は町長の補佐役であり、指名委員会の委員長は副町長であるということは決め事で、町長は判断していると思いますが、どの話を聞いても「町長はいい人なんにね」と、「副町長がなんもかんも仕切ってしまうとちよるごがあるね」って、こういうふうに言われます。僕はそうじゃないと思うんです。町長が自分のやらにやいかんことは、はっきり嫌われてもきちっと言う時期がもう来てるんじゃないかなと。そうしないと、やっぱり余りにも女房役でも、肩の荷が副町長重たいんじゃないかなという、私はこういうふうに懸念してます。

ところで、何を言いたいかと申しますと、指名登録審査委員会と指名委員会は同一の人物がいることについて、それは法的には違反にならないかもしれませんが、勉強してませんが、このことが本当に公平を保てる土木行政になると思いますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 指名関係という形になれば、今指名登録ということで受付期間が一応4月から5月いっぱいまでということで完了しました。この指名登録という形の中で、これは登録をするということは、県の登録を参考にしながら町で決めていくということで、登録委員会の作用は余り大きく作用してないのが現状でございます、実際はですね。

そして、あと指名委員会という形になれば、これは副町長を筆頭にそれぞれ財政課長、建設課長という形で一応登録委員会等々しておりますが、登録委員会と私は別でのほうがいいんじゃないかという今意見のよ

うでございますけど、今のところ町としては、さほど気にしてないというのが現状でございます。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 町長、あなたが最高責任者として、いつもくると躲すんだというのはそこにあるんです。これはあなたが決断していただきたい。これは私の願いでもあるし、やっぱり町民の中でこの話をすると、なるほど、そっちのほうがいいなという人はたくさんいます。さほど気にせんことやったら、つくったらどうですか、そうでしょう。自分のとこがこの値段で仕事を出します、だれとだれを指名します、そしたら、例えば最後の一人を選ぶときに、どちらを選ぼうかって、自分が日ごろ会釈してあいさつしたほうに気がいくのが人情やないんですかね。

だから、こういったいろんな指摘を私が今しました。これはここに来て皆さん言えませんが、私は代弁しただけですよ、ね。だから、指名組みについては指名委員会の権限であるし、執行権の問題ですから、町長があなたの話は聞きませんっちゃ、それはそれでいいんですよ。町長がそういうことを申しましたと言やあ済むことですから、私も。

ところが、この登録審査委員会というのは、町内にもいわゆる県の出先機関あたりで指名組みを経験したことある先輩たちもおる、退職して町内に住んでる人もいますし、いわゆる、じゃあ役場のOBがいいのかと申しますと、建設畑におらなかつたら仕事のことはわからないと思うんです。

そういったところを交えて、町の執行部から何人出すという形で、1年に1回か2回の登録審査委員会とか、そんなんでしょし、指摘を受けたときに指名委員会にこれはちょっとあんまりじゃないかという、そこに行かないと何も言えない状況なんですよ。だから、こういった横柄なことを言う人も出てくるわけです。私は、そういった発言を堂々とするような業者が、じゃあ果たして工期をちゃんと守って、ちゃんと仕事を終えて立派な仕事を仕上げてくれていたら、だれも何も言わないと思います。

土木行政は、やっぱり一生懸命食べていく、1社がつぶれれば何家族もつぶれるわけですから、地元業者育成のためにも、地元の皆さんの生活を守るためにも、地元の業者に還元してやるべきだと私は思います。その中で談合とかいろいろあれば、それはいろいろ事件になれば、これは別でしょう。それ以外やっぱり地域の皆さんとか、いろんなことの意味を聞きながら、僕はそういったことを判断しても、別に登録審査委員会と指名委員会を別枠に分けることが、余りさほどどううちゅうことないちゅうことにはならんと思うんです。町長、前向きに考えていただけますか。

議長(田村 兼光君) 町長、答弁はいいけど、吉元議員、この通達のことは大体もう言うたごとあるけん、次。

町長(新川 久三君) 今の質問に答えますけど、指名登録委員会という形ということで、これはこれでさほど私は今県の部分を参考にしておるんで、重要視してないというのを先ほど申しましたけど、うちうちで点数をつけた中で、若干は今加味していくという形をとっておりますし、それはそれでいいんじゃないかなと思っておりますけど、ね。

そして、あと指名は、これはもう私が執行権でございますんで、諮問があった部分は私が判断をするということでご理解願いたいと思います。

議長(田村 兼光君) 吉元議員よ、指名委員やることは、この次また指名委員会で一個やってもらえんかな。吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) これは、質問事項の中にこの問題を、公共工事の問題を入れてますし、質問の要旨については、事務局長も御存じだと思いますが、できるだけ詳しく書いてくれということにはなってます。すべて書いたら、文章で回答いただければ、もう一般質問とか要らんと思うんですよ。

僕が一番議長、大事なのは最後の詰めですから、ひとつ今回はもう何分もかかりませんので、ちょっと最後の一言だけ言わせていただいて、次に移りたいと思います。

町長、指名を組むことは点数でちゃんと県のとか参考にしながら、登録審査委員会で決めてますと。その指名を組むのは、指名委員の皆さんですと。恐らく今築上町の指名委員会と登録審査委員会は、メンバーが違いますということは一言も出なかったから、一緒だと思ってます。

それが内規の中で、指名委員会の内規か何か知りませんよ、申し合わせ事項かしれませんが、ランクはこうだ、地域性を考える、こうだああだということがあります。私も資料請求してお金70円ですけど、出してもらったこともあります。それは、指名委員の皆さんが指名登録審査委員になって、指名委員の皆さんが指名委員会の中で決定したことでしょう。じゃあ、少なくともそのルールは守っていただきたいと。

それと、町長は最後に言いました。最終的に決裁権は私にありますからと。町長これから指名組みについては、どんどん口を出してください。最終的にだめだと思ったらだめと言うべきだと思います。それをあなたが決断力が足りないから、副町長が犠牲になっております。そのことだけは、心の隅に、頭の隅に置いていただいて、私はこの件については、きょうはもう議長からも指摘をいただきましたので、終えていきたいと思いません。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 次に、各種イベントの開催についてということですが、町内にはいろいろなイベントがあつてます。神楽とかいろんな諸団体がいろんなことをやっていますが、もう随分なりますけど、常々私が議会でイベントとか町づくりの話をするときは、祭りをやりましょうと。花火大会をやりましょう、人が集まるようにしましょうと言ってます。

でも、最初の当時シャンシャン祭りが消えた後に、あるいは町民体育祭ですか、やめた後に、後は町長に聞くと「経費がかかる」と、「お金がない」と最初言ってました。最近、もう皆さんもいろいろ聞いてますけど、前向きな回答返ってきてないんですけど、ちなみにこの京築管内で合併した市町で、年に一度町を挙げての祭りをしてないのは、うちだけと言っても言い過ぎではないと思います。

その活性化を図り、築上町に皆さんに集まってもらおうと、にぎわいが交流する町をつくると。そして、みんなが笑顔を絶やさないような町づくりをしていただきたいと、こういうふうに考えております。

先般の塩田議員から提出がありました高速道路ができれば、インター、この区間だけは再利用できるように、ETCカードをそういうことをお願いしようという議会決議をしてくれということでありましたが、そういった面からも考えて、何かやっぱりメインのことをやるべきです。

大楠コンサートもいいでしょう、神楽もいいでしょう、いろいろやっていますけれども、すべて言い過ぎかもしれませんが、行き当たりばったりだと私は思っています。一部のその種のものに興味のある人しか集まってない。やっぱり若いも若きも集えるイベントをやるとしたら、やっぱり何と言っても集客率の一番高いのが近隣の市町村を調べた議員さんにお伺いしましたが、花火が一番高いと、こういう答えが返ってきております。

お金がないと言いますが、ちなみに隣のみやこ町は990発を花火を上げるそうです。140万円です。行橋のこすもっぺで約3,000発の花火が上がります。玉の大きさとかあると思いますし、仕掛け花火をするとちょっと高くなるかもしれませんが、それでも300万弱ですよ。300万かからないくらいと言っていました。

花火を上げりゃいいっつうもんやないかもしれませんが、子供も年寄りも花火見て「ああ、汚いな、うるさいな」という人は一人もいません。F-16が飛んだらうるさいなっつうけど、花火を見て「きれいだな」と言っても、「うるさいの」という人はいないと思うんですよ。

やっぱりここに幾らかの金がかかると、投資をしないと、人が集まってくるようなことはないと思います。集まってくれば、いろんな話が外部から持ち寄って築上町の発展につながる起爆剤になると、私はこういうふうに思っていますが、もういろいろ書いてましたけども、イベントについてはそういった一大イベントを試みてもどうですかということで、だれか、観光課ですか。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 今議員さん御指摘のように、合併直後から大きなイベントっていうのは廃止、財政的な問題で廃止しました。昨年度、地元いろんな方々、実行委員会になるんですけど、ちくじょう祭りっていうのを昨年度開催して、ゲートボール場っていいですか、あの支所の横で開催をいたしました。

そのような中で、そういう機運といいますか、実行委員会でちくじょう祭り等が生まれてきております。それについて個人的な感想ですけど、それが大きくなって、ちくじょう祭りを大きな催し物になればいいかなとは思っております。

それで、今度基地のサマーフェスティバルですか、これで花火を300発上がりますけど、これについては予算的には50万というような話も聞いております。そのような中で、このちくじょう祭り、皆様方いろんな方が参加していただいて、祭りが大きな祭りになれば、いろんな町もそうでしょうし、メタセの杜も、そういう方いろんな協賛といいますか、観光協会も協賛をいただきまして、そういう花火っていいですか、をできる催し物、ちくじょう祭りになればいいかなとは思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 副町長、花火もポスターとか、印刷物と同じらしいです。数が多くなれば割安に

なるらしいんですよ。じゃけ、500発よか1,000発、1,000発よか2,000発のほうが安く上がる。それは、金額的には上乘せになると思いますけれども、例えば100万の範囲が50万になったりとか交渉次第ですから、やっぱり1回やってみて、これはどうもつまらんなっちゃうんだったら、また考えたらいいやないですか。

やっぱり今子供が夏によそに出た子供が孫を連れて帰ってくると、「行橋のこすもっぺに行かんと祭りがないよ」って。「築上町昔はシャンシャン祭りもあったね」と、こういう話をよく聞くんです。もう田舎に夏帰っても楽しみがないと。少なくともやっぱりそこで出会いもあるし、よく有永さんが言われる婚活活動にもつながる可能性も、それは犯罪も起こるかもしれません。しかし、やっぱり築上町がどこにも負けんような、今この不景気なときに取り組みをやってますよと。その一つの副町長その点については、前向きに検討してくれると私は信じてます。

何でかと申しますと、基地の問題でいわゆる跡地利用検討委員会を立ち上げようということで、今日あそこを利用させていただいて、築上町の活性化を図るための努力をする委員会までつくっていただいていますんで、このイベント問題については、やっぱりプロジェクトチームをつくってやってみる価値があると思いますので、前向きに取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

最後になりましたが、町内の各施設の活用についてと自治会政治についてどう思うかと。もう時間10分しかありませんので、簡単に言いたいことを言って、簡単に答えていただきたい。

また、これは次回納得しなければ、また質問していきたいと思いますが、いわゆる指定管理者制度によって、町内の各地区の集会所等が地域の代表の方と指定管理者として結んでいます。まず、小さな集会所からいろんな面がありますよね。例えば、そこの福祉協議会と指定管理者制度を結んだところは大きなもんもありますし、サンコーもあるでしょうけど、私は小さな各地区の集会所等の指定管理者制度について、今何個ぐらいあって、一番高く管理費出しているところは幾らで、一番安いところは幾らというぐらいのことは、今即答できるでしょうから、教えていただきたいんですが。

議長(田村 兼光君) 人権課、松田課長。

人権課長(松田 洋一君) 人権課、松田です。議員さんの集会所ということで、人権課では地区集会所、この管理を指定管理者を定めて行っております。

この地区集会所におきましては、基本的には運動団体の支部長さんに指定管理になっていただきまして指定管理を行っております。また……。

議員(7番 吉元 成一君) 簡単に言うてっちゃ。

人権課長(松田 洋一君) はい、21施設の地区集会所があります。その中で3施設は、まだ指定管理を結んでないという状況の施設もあります。

以上です。

議員(7番 吉元 成一君) いや、経費、経費。年間何ぼ出しよるん。

人権課長(松田 洋一君) え。

議員(7番 吉元 成一君) 管理費幾ら出しよるんかっちゃ。

人権課長(松田 洋一君) 管理費は出しておりません。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課長、田原君。

生涯学習課長(田原 泰之君) 生涯学習課の田原です。生涯学習課としましては、学習供用施設が20カ所、集会所は12カ所で、管理費は出しておりません。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) もう払い下げしたらどうですか。地域の人にただでやったらどうですか。指定管理者とは名ばかりで、1円も補助もしないで電気代からいろんな経費必要です。ガラス割れたら自分とこで修理せにゃいかんでしょ。

松田課長が言われた件についても、やっぱりいまだに地域性の問題があって、そこを利用させてもらう。利用代金をいただいて、それで管理運営しなさいということですよ。現実あなた方が年間通じてこの2人の課長が言った41カ所のうちの3カ所マイナスしたところで、どれだけの管理費が上がってるか調査したことありますか。

今、どれだけの人がその指定管理者に任じた施設を利用して、週に何回、例えばカラオケ、生け花、いろんなところを利用して、大体幾ら収益があって、それで電気代ぐらいは賄えるでしょうか、そういったことを調査してますか。できてます。できてないならできてないでいいんですよ。

議長(田村 兼光君) 人権課、松田課長。

人権課長(松田 洋一君) 松田です。指定管理をしている施設につきましては、今、先ほど議員さん言われたように、地区集会所につきましては、電気代のみの補助を行っております。この電気代の補助を行って、その実績報告は上げていただいておりますけども、確かに収益はほとんど無料で使用してるとお思いますので、収益はもう電気代ぐらいしかないものだというふうには実績報告では上がってきております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 生涯学習課のほうでも、1年に1回事業報告書ということで、一応すべての施設、支出状況及び利用の回数、利用者数を出してもらっております。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 田原課長、よく利用されてますよね、なかなか活用してますねということはないでしょう。簡単なことで、あります、たくさんあります。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 生涯学習課、田原です。強いて言えば、湊の学児等は一応年間458で、利用者数は4,907人とか、高塚関係も209の2,354人、別府関係でも95の110と、子供会とか老人会等活用しております。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) ほかの地区もそういうふうに指導したらどうですか。指導が行き届いてないし、理解してない方がおられるから、せっかくある建物を利用されていないという現状があるということを頭において、今後そういった指導をしていただきたいと。

それと、二人とも電気代出したとか言わんやっじゃない、最初。何もしてないちゅう、電気代も補助でしょう。もういいんですよ。何もしてないことないじゃないですか。電気代払ってるんでしょう。でも、電気代だけじゃどうかちゅうと、管理の人はもう子供が来てガラス割ったりして、だれが割ったかわからんと。いろんなやっぱり苦情あるんです。

もうこれぐらいのことやったら、もう任せられちゃっても、もう管理できんなちゅう人もたくさんいると思いますんで、何らかのその管理者と話し合せて、せっかくあるものですから、有効に使っていただけるような努力をしていただきたいということです。

それと、町長もう一点、最後の自治会政治について正しいのかということをお聞きですが、自治会長が上げてきた事業については、すべて順番どおり間違いなくやろうと、基本的にはやるんですかと。もう時間もありませんので、やる、やらない、正しい、正しくないで答えていただきたいんですが。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 要件の整った、例えば用地が確約できておるものと、そういう形になれば、これは順位どおりやっていくと。

ただし、用地がまだ未確定で、地域のコンセンサスがとれてないものも多々あります。こういうものはできない状態にあるということで、基本的には順位どおりやっていくというのが基本でございます。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 町長、これも町長の一つの逃げです。というのは、逃げ場所をつくってますよね。自治会長を通して上げてくださいと、こうなってます。それで、例えば議員さんが来ても、議員さん、これは政倫違反ですよと、こうなる。基本的に我々町議会議員は、何をするために議員になっているのか。地域の皆さんの代弁者として、困ったこととかいろんなことの相談窓口で、執行部等に相談を持ちかけたり、あるいはこれはなるほど理不尽だなというようなことがあったら、これおかしいじゃないかと指摘するのが我々の仕事だと思う。

公共工事が何かでそれを言って、お金をもらえば賄賂でしょう。それは警察つかまえるわけですから。でも、そこまでも議員じゃあ要らんじゃないですか。

何でそこまで言うかという、ある自治会長が、「議員よか自治会長のほうが偉いんやけ」っち、こう言ったんですよ。自治会の総会かなんかで、僕が言うたの聞いたこと町長あるかもしれませんが、議会でこういう指摘されましたと。勘違いしてもらうちゃ困りますよね。ほんとそのときは、僕は個人的に腹かこうかなと思いましたが、住民の代表として自分から望んで出てるから、大きな声も出ませんでしたけれども、我々は住民

に負託を受けて選挙で選ばれて出てきてるんですよ。

自治会長が自治会のまとめ役やから、そこで順番どおりランク上げてきて、なるほど「条件が整ったのから片づけていきましょう」っち、こう言ってますけど、本当にそこに入ってもう少し踏み込んで調査をしてもらって、それ以上に必要な事業等もあると思いますんで、どうかひとつ今後自治会政治についても、見直しを考えていただきたいということをお願いいたしまして、時間もありませんので、これで私の質問を終わります。

.....

議長(田村 兼光君) では、2番目に1番、小林和政議員。小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 私は、蔵内邸のことについてだけ通告をいたしております。

今、吉元議員の自治会長政治について公平かという質問についての答弁を少し聞きたかったなと思うんです。実は、私もその関係が出てきますので、後ほど質問していきたいと思います。

蔵内邸につきましては、私のイメージだけじゃなくて、住民の多くの方もそういうふうにしてもらえないかと思うんですけども、究めて断片的な資料しか出てないんで、私も頭の中できれいに整理ができてない。だから、住民の方に理解していただくためにも、少しきちんと整理をした形できょう順番にお尋ねをしていきたいというふうに思いますので、少し丁寧に、より簡単にお答えを願いたいと思いますが、どうかひとつよろしくお願いします。

これを蔵内邸について初めから、ちょっと歴史を調べてみたいと思って見たんですが、これはとんでもないことになります。建設者であります蔵内次郎作氏という方がおられますね。これは、築上町の文化研究会というところ、築城支部が出した蔵内次郎作史論、伝記みたいなものです。いろいろ詳しい内容を書いています。

しかし、これ中身が昔の字で書いてますので、読むのに非常に苦労しましたけど、ちょっとかいつまんで紹介しますと、この方は江戸時代に生まれた方なんです。江戸時代を20年ほど過ごされて、それで明治維新を迎えて、そして明治になってからいろいろ活躍されて、例の蔵内邸というのを明治20年ということで、明治20年に母屋と応接間を建設された。

当時、この蔵内次郎作氏は、大体40歳ぐらいじゃったんじゃないかと思います。というのが、この方1847年生まれでございますので、ちょっと歴史の話ですが、アメリカのペリー提督が日本に来て大騒ぎになった。この蔵内さんちゅう方は、このときにもう6歳か7歳やったそうなんです。

この蔵内邸を建てた経緯は、明治20年にこの母屋等を建てられたんですが、このときに蔵内さんは田川のほうで炭鉱を掘り当てて、蔵内鉱業をやっておられたということなんです。ただ、ちょっと様子、この資料によりますと、御本人は上深野で庄屋という仕事があったので、この息子さんの保房さんという方が田川に「よし、炭鉱を掘ろう」と言って行かれて、そしてこの方たちが初めのうちにつくり上げたと言われておるんですよ。

この方は、当時恐らく十代か二十歳代ぎりぎりの方やったと思うんですが、だからこの20年に建てた時代には、親子で建てられたんですが、息子さんが主に活躍されて、炭鉱を支えていた時代と言われておるんです。

この20年に、先ほど申し上げました母屋と応接間をつくっております。それから、大正7年、1918年から3年間に、その他の広間とか客室とか玄関のとこをつくられたそうなんです。で、今の形ができた。これできたのは大正9年なんです。ということは、今から考えますと、100年までならんぐらいですよ。1920年に今の形になったそうです。

だが、こういうふうな内容で、この建物自体の評価等について一々さかのぼってお話をしますと、これはとんでもない時間が要りますので、もう評価については臨時議会で通ったときの議論の中にも、金持ちの道楽で建てたとか、いろんなような評価がありましたけども、その評価について一々今もう議論しよったら時間が足りませんので、私は平成22年7月21日の臨時議会で、築上町としてこの蔵内邸を手に入れて、活用していくんだという議決をなされた臨時議会以降の経緯について、少し詳しくお尋ねしていきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

じゃあ、それでこの平成22年7月21日の臨時議会において、7月14日に全員協議会をなされて、その臨時議会の全員協議会の席で説明をされた資料がありますよね。この資料等によりましていろいろ見てみますと、少しだけ将来の計画等も載っておりますね。この臨時議会において、この1億円の寄附の受け入れと、そのうちの8,000万を使って蔵内邸を購入する。残りの2,000万は、管理のための基金として積み立てておくという議案が、14対4で可決されております。

このとき、議員からの質問に対して、町長にこの蔵内邸を手に入れる目的は何かという質問があったときに、町長のお答えです。これは議事録にあります。「目的は2つあって、1つ目は、これは築上町の宝であるから、町有財産として保管・管理・活用すべきものである」というふうな説明が第1点でございました。

第2点は、「これを活用することによって、下城井、上城井地区の活性化の単に起爆剤になるんじゃないか、こうしていきたい」と、これが2番目の理由。これが目的ということで説明をされております。

あれからほぼ2年たっております。この議決をされてから今までですね、7月21日に議決されておりますので。2年近くなりますが、今となって町長のお気持ちは、この当時のお気持ちと変わらないような気持ちかどうか、お聞かせ願いたいんですが、ただその前に、私は町長のこの文化財を大切にするんだという姿勢とか、あるいは、下城井、上城井地区の活性化を頭に置いていただいておりますということについては、深い敬意と感謝を申し上げたいという気持ちであります。今なおそのお気持ちが続いておられるかだけを、最初に確認させていただきたい。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 小林議員の言うとおりでございまして、基本的にはこの旧蔵内邸、これは築上町の私は宝だと。そして、文化財の指定も県と国から受けております。

そういう形の中で、非常に家の中にも金唐皮紙という非常に日本でも珍しい、そういう細工もされておりますし、これはもう本当に築上町の宝であって、そして文化財としてまず保存をしていかなきゃいかんというのが、第一のこれはそういう形の中で寄附をしていただいた方がおるということで、あと幸いにもいろんな経費

かけながら、維持管理のためには、少し見学者を募って、見学料を払っていただこうと。そして、維持管理費に当てようと。そしてまた、その周辺には、……。

議員(1番 小林 和政君) 聞きますんで。

町長(新川 久三君) ええ、だから、そういう形の中で当初と変わりは全くないということでお答えします。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 後ほどお尋ねしたいと思うてる内容をかなりお答えいただきましたので、後からまた省略しますけれども、変わらない気持ちで今おられるということですね、この当時と。そして、じゃあその2年間、今までいろんな経緯で流れてきてます。今現在まで進んできております。いろんな事情後で説明しますが、今現在まで進んできた経緯については、町長がお考えになっておったような形で進んできておるか、これをそう思うか思わんかだけでお答えください。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 当然、私が当初から思っておるとおりで進んできておると私は思っております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) では、具体的にそれぞれ担当課長の、今の町長のお気持ちがそうであるということを確認いたしましたので、現在までの進み方について各担当課長さん方へ事実についての確認をしていきたいと思しますので、どうか吉元議員のときも話がありましたけど、簡潔にひとつお願いします。

まず、7月21日の議決を受けて、2年前のことですよね。その臨時議会で買うんだと、この日に1億円の寄附も受け入れるんだという議決がなされた。そうしたら、いよいよ買う交渉をせにゃいかんわけですよ。この実際に蔵内邸を買うという売買契約書はあるはずと思うんですが、これは企画課ですか。

議長(田村 兼光君) 企画振興課、渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。7月21日に臨時議会で補正予算、基金設置条例、寄附についての可決をいただいております。その後、仮契約書を締結をしております、9月28日に議会のほうに提案したところでございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ということは、仮契約書は9月22日に議会に提案した。じゃあ、正式な売買契約書の日付はいつになっておるんかわかりませんか。

議長(田村 兼光君) 企画振興課、渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課です。仮契約書をもって議決いただいた日をもって正式な契約となります。

以上です。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ということは、正式な議決があった22年9月28日が売買契約の成立日というこ

とになるわけですね。そういうことですか。

議長(田村 兼光君) 企画振興課長、渡邊君。

企画振興課長(渡邊 義治君) 効力としては9月28日ということになります。

以上。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 実は、私この登記簿の謄本をいただいたんですよ。これ1枚700円かかりますけどね、いただいて、この登記簿の謄本を見ますと、10月27日に正式に町への登記がなされておるわけですよ。22年10月27日。そして、これはその登記移転の目的は何かというと、9月22日の売買に基づくものという原因が書いておるんですが、この9月22日という日付は、じゃあ何ら関係ないということでありましょ

議長(田村 兼光君) 企画振興課、渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 登記上につきましては、売買仮契約書の22日だということになると思いますが、一応本町の財産取得にかかわる条例に基づきまして、議会の承認が必要ということで、9月28日に提案したところでございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 9月28日に提案したのはいいんですが、9月22日という日付は、じゃあ実際売買した日付で、町としてはこの日が正式な契約日として認識して、登記上の手続に使ったと、こういう意味でしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 仮契約を結んだのが22日と、そして、この契約が議会で承認されたら、遡及して22日の契約でよろしゅうございますという形で御理解願いたい。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) はい、理解できました。それではいいですね。

じゃあ、そこでこの仮契約書に当然価格と相手方があることと思いますが、この売買契約書の価格をちょっと教えてください。

議長(田村 兼光君) 企画振興課、渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。売買契約書につきましては、土地と家屋と2件作成しております。土地が売買代金が3,232万3,000円、家屋につきましては、4,767万7,000円、合計8,000万ということになります。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) じゃあ、この相手方は当然持ち主である方々ですから、土地については相手方1人です。1人じゃないでしょう。名前は要りませんよ。相手方の人数だけ教えてください。

議長(田村 兼光君) 企画振興課、渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。土地につきましては、4名の共有でございます。家屋は3名でございます。

以上。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 私もその持ち主はわかりますけれども、契約書の相手方はその方々ですかと、売買契約書の相手方は、その方々で間違いありませんかちゅう確認をしておるわけです。

議長(田村 兼光君) 企画振興課、渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) はい、共有者の方々と契約をしております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ちょっと私はここで疑問が1つあるのが、9月22日とか28日時点では、まだ債権回収が回収会社の差し押さえの登記がなされておる状況ですよ、この時点では。それが、10月15日に登録されることによって取り下げされたんですね。根抵当権が設定されておった、それを抹消したのが10月15日ですよ。だから、10月15日に差し押さえの抵当権が抹消されてない状況で、既に契約が済んでおったが、これはどういう形で対応されたんであるか、ちょっとこれを教えてもらえませんか。

議長(田村 兼光君) 企画振興課、渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) ちょっと詳しい記録が見ないと申しわけないんですけども、債権回収会社と並行して協議を行っておりまして、契約し、それから議会の承認出て手続に入る場合につきましては、今言われた差し押さえの解除、それから抵当権の抹消を行う旨の取り決めといいますか、で並行して行っていました。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ということは、約束ができていたから、抵当権のまだ抹消まではいく前であったが、議会に提案して了承をもらうと。もらう段階で抵当権の抹消をしていただいて、完全登記移転をされた。移転登記をされたら、こういうふうに理解していいわけですね。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 具体的には、旧蔵内邸の所有者の方との弁護士、それとファイナンスの関係ですね、いわゆる抵当権者、それと町と三者の一応協議によって、いろんな取り決めをしております。

契約は、いわゆる登記簿権利者との話で契約するという事で合意を得ております。そして、代金の支払いは抵当権が抹消されて、そして登記がされた後に代金をお支払いすると。そして、その取り分は弁護士が責任をもってファイナンスと、それから権利者ですかね、登記義務者のほうに話をしながらやっていくということで、その話がついたんで代金の支払いをしたと、こういう経過でございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ということは、代金というのは弁護士のほうに支払うということですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 皆さんから委任状をもらっておるということで、弁護士にお支払いをしております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) はい、わかりました。大体流れはそれでほぼわかりました。

それで、この続きをいきます。22年10月27日ですね。22年10月27日からは、もう町有財産となっておりますから、この先の管理は当然町でなければならない。そうですね。だから、私もあの現場は知っておりますが、極めて古くて危険な状態の箇所もいっぱいあるというような状態ですので、この22日以降の管理についてお尋ねしますが、この管理については、生涯教育課ということやったですね。あなた見回りに行ったり、草取りはあなたがされたんですかね、これは。管理はどのようにされてますかね。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 生涯学習課の田原です。自治会に任せて管理をしております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 自治会に任せておるということですが、今私が申し上げた見回りとか草取りはいいですわね。例えば警備保障みたいな格好はとられてないですか。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 生涯学習課の田原です。蔵内邸については、機械警備、庭木の剪定、清掃、その他電気、家財、消耗品等を管理しております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) それ警備保障で管理しておるということですかね、そうですね。じゃあいいです。

じゃあ、その今上深野の自治会に管理をお願いしておるというお話がございました。これは、どういう内容をお願いしておるのでしょうか。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 生涯学習課の田原です。管理については、邸内の草取り、室内の清掃、換気などの仕事、その他としまして所有者が昔から前所有者が長年にわたり地元の有志に依頼して、庭園とか清掃をしていますので、今後も自治会のほうにお願いしたいと考えております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) この要するに自治会をお願いしておるのは、口約束で「はい、お願いしますね」「はい、わかりました」という形をお願いしておるということでしょうか。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 長年にわたって自治会のほうにお願いしたので、継続ということで契約しております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 契約をされておる。どこと契約されておるんですか。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 契約は、自治会と町とのほうでやっております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ということは、当然契約書があるわけですね。費用は発生しませんか。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 生涯学習課の田原です。22年度については、清掃関係については42万円、23年度については70万円で契約をしております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ちょっと今23年度については70万円、これどこから出しとるわけですか。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 一般会計から出しております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 23年の一般会計ということは、教育費の第何款から何項から出ているかをちょっと教えてください。わかりませんか。

生涯学習課長(田原 泰之君) 文化財のほうから出しております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) これは、文化財の保護費という形で出ているわけですかね。文化財の保存費、文化財保護費という形で10款教育費の4項4目の中にあるこれからどこか出ているんですが、この節は施設管理料とか、業務委託料とかいろいろあるんですが、どれかちょっと教えてください。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 10、4の文化財の關係の委託料のほうから出しております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 10、4。

生涯学習課長(田原 泰之君) 10、4、4、文化財の。

議員(1番 小林 和政君) 10、4、4ね。はあはあ。

生涯学習課長(田原 泰之君) 委託料でございます。

議員(1番 小林 和政君) 10、4の4。23年度の予算書、今あなたは23年度に七十何万が出たと、こういうふうなお話でしたよね。これ23年度の10の4の4というところはないような気がするんですが、補正か何か組んで出されたんでしょうか。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 23年度の実績持ってませんけども、24年度については、10、4、4の委託料で組んでるけ、そのとき出してると思います。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) じゃあ、あんまりこれ詳しく言うても、私23年度のじゃあ70万円相当をこの項目で出したということは間違いないわけですね。

生涯学習課長(田原 泰之君) はい、そうです。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) じゃあ、ここで私ちょっと大変なことなんで、時間を使いますが、ちょっとお尋ねしたい。いいですか、管理名目で上深野自治会と契約を結んで、契約書があるということでした。じゃあ、その契約書についてきっちり持っておられます、今。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 今はちょっと資料を持っておりません。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) じゃあ、その70万円についての、先ほど施設の管理料等については、報告書が出てくるというような吉元議員の質問にありましたよね、年間1回。これについては、そういう内容のものは存在しますか。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 草取りと室内の関係で日誌をもらっております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ということは、この70万円がどういう使われ方をしたかちゅうことは、きっちりつかんでおられるということですね。こういうふうに理解しますよ。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 金額の中の内容は、自治会と契約しているので、自治会のほうにお任せしております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ということは、じゃあこの費用については、23年度に70万出された。この出されたのは、当然振り込みされておると思うんですよ、ね。だから、自治会との契約であるならば、自治会の口座に振り込まれて、何月何日に、23年度の方だけでいいですよ。この70万については、その口座に振り込まれた、1回にまとめて2回とか、まとめて振り込まれた期日等はわかりませんか。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 今は資料を持ってませんけれども、それは後日資料として提出したいと思えます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) できれば電話したらすぐわかるでしょうが、ちょっとその口座をね、日付は構いませんので、振り込みした口座が、何で私がこういうことを申し上げておるかちゅうと、自治会の口座にはね、町から補助金等を入れる口座、自治会の口座があります。それと別に、自治会長手当、仮にね、これは個人の口座に入ってくるわけですよ。補助金として年間3,400万ほどの予算が組まれておる。これは、各自治会の口座に入ってきます。だから、監査がきっちり見られます。

ところが、自治会長手当というのは、直接個人の口座に、自治会長の個人の口座に入ってきます。ですから、この今の70万円ほど使った、この今言う管理名目のこれが、どちらの口座に振り込まれておるかをちょっと確認きっちりしていただきたい。

ちょっと待ちますので、この時間ちょっととめてください。

以上。(発言する者あり)できん。ああ、じゃあ議長、いいです。じゃあ、ほかの質問に移っちゃきます。

じゃあ、この内容を私がどうして申し上げたいかちゅうと、先に結論から申し上げておきます。実はね、私ここに23年度の上深野自治会の総会資料をいただいてきとるんですよ。もし自治会との契約で、その管理費が支払われておるといふのであれば、公金が入るわけですから、当然自治会の会計報告の中にきっちり載るべきじゃないかと私は思うわけですよ。

ところが、その金はこれに全く出てない、話すら出てない。参加した住民の方にお尋ねしましたが、この総会当日にその蔵内の「く」の字も出てない。ほかの内容、当然ここで話題になってもいいべき、3月予算であれだけの計画がなされて予算が可決された、この話すらその総会では出てないそうなんです。

だから、23年度の費用でこれだけの費用が公の金から出ておる、それが正式な自治会にも出てない。これは非常に極めて不思議。私は当然これに入っちゃう、あるいは別な形で別の契約がされておるかと思ったんですが、先ほどのお話を聞くと、自治会と契約しておる。そして、費用は70万使っておる、こういうことでございまして、しっかり確認してくれと、こういうお願いを申し上げておるわけです。

じゃあ、ちょっとこれは後に置きまして、議長いいですか。これあと返事が来るまで待ちたいと思いますので。

今度は、町有財産として蔵内邸を管理していくのと、今度はそれを活用して、商売として成り立つような計画を立てるっていうような。この部分、活用部分についての担当は商工課とお伺いしておりますが、それでよろしいですかね、商工課長。

議長(田村 兼光君) 商工課長、神崎課長。

商工課長(神崎 一浩君) はい、担当しております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) じゃあ、それで少しこれでも具体的な事実を確認させていただきたいのですが、これも私は当時議員じゃありませんでしたので、後からもらったんですが、旧蔵内邸活用検討委員会の報告書というのがあります。これが、昨年5月31日に出されております。これをつくった旧蔵内邸住宅保存活

用検討委員会というのがありましたよね。今はまだあるんですか。

議長(田村 兼光君) 商工課、神崎課長。

商工課長(神崎 一浩君) 商工課、神崎です。旧蔵内邸活用検討委員会は、平成22年の12月に設置されて、23年の5月に報告書を出して解散しております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) これは、ほんなら23年5月31日のこの報告書の提出時期に、もうこれが最後の報告で、この時点でなくなっていると、こういうことですね。

じゃあ、そこで平成23年度の当初予算案を、これもこの蔵内邸の関係で、23年度の当初の予算案ですから、5月までに答申をいただくというような結論はほぼわかっただけだと思うんですね。この答申は、5月の末にいただくはずなのに、この23年度の当初予算で、この活用委員会の手当ということで、23年度の当初予算に入っているわけですよ。

このときに、商工課の委員手当として14人分、40万5,000円を組んでます、23年度はですね。同じときに、教育課で5人分、14万という委員手当の23年度の当初予算案ですよ、これに出ているわけです。4月、5月と2カ月ぐらいの予定だったんだろうけど、組んでおります。この予算の執行はわかりませんか、どういう使い方されたかわかってませんか。

議長(田村 兼光君) 商工課、神崎課長。

商工課長(神崎 一浩君) 商工課、神崎です。当初予算編成時に、今言われた金額を予算組みをしました。そして、実際には22年12月から23年5月まで、計6回の委員会を行っております。そして、委員報酬、費用弁償で合わせて49万3,720円の支出になっています。

そして、今教育委員会の予算を言われましたが、教育委員会のほうは保存検討委員会、商工課のほうは活用検討委員会の委員報酬予算になっております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ということは、これは1つの委員会じゃなくて、別々なものが2つあると、こういうことですか。委員会というのは、そういう対応をされてきた。当然、会議も別に開かれてきたと、こういうことでしょうか。

議長(田村 兼光君) 商工課、神崎課長。

商工課長(神崎 一浩君) 商工課、神崎です。はい、私のほうは活用の部分、そして生涯学習課が保存の部分で、会議は別になっております。

議員(1番 小林 和政君) はい、わかりました。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) では、もう一点だけ確認します。24年度の予算やったですかね、吉元議員の質問かなんかで、緊急雇用創出事業委託料というのが、24年度の予算で500万組んであった。これは、蔵内邸を公開準備するために必要な予算なんだという説明を受けましたよ。その件については、24年度の予算ではね。

だから、23年度の予算に同じ名目で800万組んであるわけですよ。だから、これはどういう使われ方したか、あなたつかんでませんか。もうなかりゃないですけど、今つかんでませんか。

議長(田村 兼光君) 商工課、神崎課長。

商工課長(神崎 一浩君) 23年度の緊急雇用創出事業の予算800万を組みました。そのうち、493万5,000円は蔵内邸の一般公開に向けての契約になっております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 今の四百何十万円というのは、要するに業務委託をした委託料でしょう。その契約の相手方をちょっと教えてください。

議長(田村 兼光君) 商工課、神崎課長。

商工課長(神崎 一浩君) 商工課、神崎です。業務委託先の契約者がサムライ代表ハヤカワ氏になっております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) では、もう一回確認しますが、その方は、この検討委員会の最終提案をされた中に、ハヤカワという8番目の名前で委員という名前がございますが、これは吉元議員が一般質問でやっておられましたけど、この人と同一人物というふうに理解しますが、それでよろしいですね。

議長(田村 兼光君) 商工課、神崎課長。

商工課長(神崎 一浩君) はい、同一人物です。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ちょっとそこまで確認して、さっきの件に戻りたいと思うんですが、どうです、わかりましたか。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 契約については、上深野自治会蔵内邸ボランティア代表ゴトウセイジロウさんと契約しております。預金口座。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ということは、自治会とは全然関係ないちゅうことです。あなたは自治会と契約しておりますということでございましたが、話をするには自治会と契約してあるが、費用の70万についてはボランティア代表どうのこうの言っていました、自治会とは無関係の組織ですね。

生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 役場関係は上深野自治会長さんということになってましたけども、振り込みの関係についてが、蔵内邸ボランティア代表ゴトウさんということになっていると思います。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ということは、これは上深野の自治会とは全く関係ない組織であるから、当然この上深野自治会の総会資料に載るはずがないということですよ。これは正しいことですわ。これはいいですね。皆さんこれは理解できると思います。

じゃあ、そこでもう一点お伺いしますが、田原課長申しわけない。今のゴトウさんという名前、今の自治会長さんか何か知りませんが、ゴトウさんという方は、この活用委員会のゴトウ委員という名前がございます。ここに、提案書を出した方の。このゴトウ委員という方と同一人物じゃありませんか。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 活用関係は商工課のほうで、課長のほうから答えてもらった方がいいと思います。

議長(田村 兼光君) 商工課、神崎課長。

商工課長(神崎 一浩君) 商工課、神崎です。言われるように、検討委員の委員さんと同一人物です。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) これ皆さんどうお思いか知りませんよ。蔵内邸を購入した。町の財産になった。さあ、これから町有財産として活用、保存していきたいという段階になってこれを立ち上げた。検討委員会を立ち上げた。その中で、こういう方向に進んでいきたい、いろんな方向づけをするこの委員会で作った。そのメンバーが管理費、管理の、個人的にこれは自治会と関係ないということでしたので、個人が請け負った。

あるいは、将来の絵をかく、今実際絵はほとんど書かれてない、後ほど申し上げますが、絵をかくお願いをこの検討委員会のメンバーにして将来の絵をかいてもらう、こういうやり方が今までやられてきた、実際は、費用も使って、実際支払いが済んできた、こういう実態なんです。

だから、ここで私は当初に町長にお尋ねしました。その進み方はあなたのお考えどおりで進んでおりますかというお尋ねをしました。あなたは進んでおられるということですが、今ここまでの事実をお聞きになって、まだそうお考えかどうか一言お願いします。一言をお願いします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 当初のコンセプトとは、これは全く私は同じだというふうに考えておりますし、活性化委員のうちの一人が請負をやったと。それから、中の草取り業務等を請け負ったという形になれば、これはやっぱりいい面もあれば、批判される面もあるかもわかりませんが、非常にやっぱり委員になって中のことを非常に熟知しておるといふ形になれば、私は別にその中で請負をやっても悪くはないと、このように考えて

おります。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 例えば上深野の地元の方々がね、自治会長が個人であの管理を請け負うとるんだと。そして、その費用を70万をいただいて、どなたを使って使うんか知りませんが、そういうやり方をしておる。

しかし、役場のほうでは自治会と契約をしたつもりでいった、こういうのを正しいとあなたはお考えになっておるんですよ。これでも通用するんだとお考えになっておるということですか。もう一回お願いします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) だから、人によっては批判する方もおるしですね、これを肯定する人もおるということ。

議員(1番 小林 和政君) 議長、もうこれは町長にお尋ねしてもわかりませんので、これなんぼお尋ねしても同じです。この人と私は全く意見が合わんと思いますので、この関連でほかのことについてほかの方にお尋ねしてまいります。

これももう実際時間も本来こういうところにとるつもりじゃなかったんですよ。この現況でね、今の現在の現況、今いろいろまだ差し支えあるけ、内容いっぱいあったんですが、時間の関係があります。1時間しかありませんので、だから、あと現況についてちょっとお尋ねしたいと思うんですよ。

現況については、今の蔵内邸については、平成14年度に国の登録文化財に指定された。それから、平成19年度に経済産業省の近代化産業遺産に指定されて、平成20年に福岡県の指定有形文化財、この3つの指定がなされておるという現況でございます。

これについて、これに対象として何らかの補助金等が発生してきて、この時期から今現在までに何らかの補助金等が発生してきておるかどうか、町長以外の方でわかる方が答えてください。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 生涯学習課の田原です。特別交付金については、1棟が9万円×12棟ということで、約108万程度算定されております。

それと、補助金については、県の指定文化財ということで補助金が県の補助金2分の1です。23年度については、2,000万の2分の1の事業としまして、蔵内邸の測量、今年度事業につきましては、235万8,000円の2分の1の117万ということで、防火対策としての文化財の専用の消火施設を設置する計画であります。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ということは、今現在この名目的に指定をいただいております。ところが、3月の当初予算で七千数百万円の改築、トイレ等の予算が可決されております。これについても、将来助成として対象になる部分は半額程度あるんだというふうに御理解していいんですかね。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 生涯学習課の田原です。一応名勝指定という形で、今文化庁のほうに申請する予定でございます。この分については、一応補助金が50から85、県のつぎ足し等が(発言する者あり)ございます。それと、事業関係についてはトイレの新設とその他もろもろ一緒に計画したいと思います。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 私の質問でお答えいただき、(発言する者あり)わかりますよ。担当課長がごさいますので、担当課長に事実の確認をしております。いいです、いいです。いいですか、今の事業についての内容等については、これは後ほどまた問題になってくるでしょう。私はこれから先のことはね、極めて危険な状態であるというふうに思っておるんですよ。

先ほどの活性化委員会というものが出した内容の中にね、この活性化委員会というものは、これからの方向でこうしたらいいかな、いいんじゃないかという提言をされておるわけです。この提言最終的にまでいったら、例えば銅像がある公園まで整備しなさい、そのアクセス、道路をようしなさい、駐車場まですべきじゃないかというような案が出ておるわけですよ。

その途中に、旧蔵内邸及び周辺の活用にそういう中にある中に、建物の修理、庭園回遊ルート等の整備、トイレの整備とこれが入っておるわけですよ、今度の予算で通った分は。さらに、それ以外の内容がいっぱいあるわけですよ、これ。もしこの計画にのっとって最後までいったら、どこまでいくんだろうかという心配があるわけですよ。

ところが、町長の先般の答弁等を聞きますと、来年度の公開につきましては、今度の当初予算でできた整備のまま公開にいきたいと。その公開して、その中でどこかに委託をするような格好で450万円範囲の一般財源からの持ち出しも考えていただきたいということで、当初の説明の中にも、計画の中でそれまでの話はあった。

当初の、要するに一番初めに1億円の寄附を受け入れるということと、購入するというを可決した臨時議会においては、将来の計画としては、年間450万程度の持ち出しは必要かと思うが、その程度で抑えていきたいというような答弁、そのときの答弁をされておるのが議事録にあります。

今日、3月議会に出たような予算の項目は、全くあらわれてなかった。その当時に、これについても恐らくそういう計画がなされて、先ほど言うておりました委員の一人が計画を立てたわけですよ。それで、将来の絵をかいていたわけですよ。それにのっとって3月議会であの予算が可決されたから、またさらにさまざまな方向へ進む危険性がある。

とりあえずこの段階でこれを通しておいて、また先になってからどんどん広がっていく。今まで使われた経費をお尋ねしても、今まで使われた経費が先ほどの上深野の自治会と約束しておったが、実はそうじゃない。その人もこのメンバーの一人である。

さらに、将来の姿・形を描いてもらう方も、このメンバーの一人で、非常に内々でわけわからん状態で進

んでいっておる。私もそういうイメージで持ってます。住民の方もそういうイメージが移っちゃせんかと思うわけですよ。

これでどんどん進めていくことによって、この臨時議会においても負の遺産として将来に残す禍根が極めて高いというような発言もあったようですが、こういうような計画性のない、行き当たりばったりの計画を進めていく、その場その場のしぎで、極めて不透明なやり方で、これが正しいやり方かと私は当初に町長にお尋ねした。そしたら、そう思う、今でも変わらない気持ちで正しくつながってきておるといふふうに返事があった。途中でもう一回聞いても、そういうこともあり得るといふ答弁でございました。

じゃあ、最後にですね、もう一回ここまでお聞きになって、答弁をお願いします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 小林議員の理解が半分しかできてないと私は思っております。私は、文化財という形であれば、500万もあれば植木の手入れとか、そういう形で一般財源500万であれば運用できる。しかし、これを一般公開するという形になれば、トイレの整備とか、駐車場の整備も要るでしょう。しかし、とりあえずはトイレの整備だけは絶対にしなければ、皆さん来た人に不便を感じるだろうと、一般公開踏み切るといふ形になればですね。

そして、あと駐車場とか何とか、これは見学者のいわゆる人数によっては、またふやす必要もあるかもわかりません。しかし、必要最小限の経費という形の中で、今ちょうど本町は過疎地域に指定を一昨年されました。そういう形の中で、この過疎債を利用していけば、7割補助という高額な補助がいただける、これはありがたい制度だということで、トイレの整備も、それからいろんな今回7,000万の予算追加計上させていただいておりますけど、この分は過疎債でやらせていただくということで、国のほうに申請をしてやっておるといふことで、何もかにもめっちゃくちゃにその今の計画どおりやるというわけではございませんし、見学者の数に応じた形で整備はしていこうと、こういう考え方でございますんで、そしてまた、皆さん方の意見も十分聞いてまいります。

以上です。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 今皆さんね、お聞きになったでしょう。お客さんの数によってまた駐車場等の整備をまたするかもわかりませんちゅうような答弁なんです。だから、その事態に応じて対応するようなやり方をやっていくということなんです。

だから、これは蔵内邸が開放されてみんなが言うてくるけん、あそこの公園も整備してね、3人の方があっこにおるんですよ、銅像が、裏の山に、山に公園があつて銅像が建ってるわけですよ。こっちのほうが有名なぐらいなんです。この方たちの銅像まで整備しなさいって、ここにあるわけですよ。それに行くアクセスまでね。

ということも必要になりましたから、お願いします、これ14対4で可決するわけですよ、これが。こういう方

向に行くから、今この危険性をあえて大きな声で申し上げておきたいと思って、時期おくれか、時代おくれかという気もあったんですが、この蔵内邸をわざわざ今度取り上げたわけですよ。

ここでね、もう時間がありませんので、一つ申し上げておきたいのが、この蔵内邸の計画は非常に大事なもので、私が最初申し上げましたように、文化財としての価値、あるいは下城井、上城井地区の活性化の種になる、ぜひそうしていただきたいという気持ち強いんですが、それが近隣の住民、私も含めて極めて不透明な形で進んでおることに対して、大きな疑念がわいておる。一番最後にどういう形になるかもわかってない。こういう状態でどんどん予算化されていくようなことは、絶対あってはいけないという気持ちで申し上げるわけです。

そこで、一つ参考に申し上げます。今メタセが副町長社長ですが、あのメタセは極めて活発に活動されております。今の形ですね、これは当初私もほんと言うたら、飛行機の騒音の中で赤ちゃんが引きつけを起こすような中で、そんな商売ができるかって随分反対したんですよ。

ところが、あれは当初から総額十何億、こうやってこうやってこうやる、全部の絵が当初からかけとったわけです。当初から何年計画で第1期、第2期、第3期でここまでやるんだと、最後まで絵がかけておいて、そこからここから始めるということで、今の形はもう計画に入る段階から、今の形が見えておったわけですよ。それについて、私は残念ながら反対はしましたけども、今のようになり活発になってきた。

当初からきちんとした計画があって、それでさあ行こうというスタートをしたものがあのメタセなんです。それに比べたら、この蔵内邸というのは、どろなわ式のやり方なんです、極めてね。何がそういう性急に急がなければならなかった理由があるか私はわかりませんが、こういうやり方で進めていくことによって、臨時議会で当時の議員の一人が、極めて将来子や孫に負の遺産を残す極めて危険性の高いものであるということに、当初の臨時議会でも指摘しておりました。

私も、それにさらに今までお金を使った分があるから、さらなる危険性が増してきたということを上げて、私は質問を終わりたいと思います。

.....  
議長(田村 兼光君) それでは、これで午前中の質問を終わります。再開は午後1時からとします。

午前11時53分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長(田村 兼光君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番目に16番、西口周治議員。

議員(16番 西口 周治君) 通告に基づきまして質問をしたいと思います。

ごみ行政について、それともう一つは、下水道と浄化槽行政についてということで、所管の分なんですけど、ちょっと詳しく知りたいなと思って出させていただいております。

まず、RDF今ごみ処理しておりますけれど、耐用年数というのは大体何年ぐらいなんですか。

議長(田村 兼光君) 環境課、永野課長。

環境課長(永野 隆信君) 通常15年となっております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 15年ということは、もうほぼ耐用年数は少なくなってきたということですが、その後の考え方というのはどういうふうにしたいとか、そういうふうなものはないんですかね。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的にはRDFを使える間は使おうという考え方を持っております。しかし、あと搬出先の大牟田の発電所、これが平成29年度に廃止するかしないかという岐路に立っております。あと3カ年は契約を、この前冒頭議会の開会のあいさつでしましたけれども、3年間契約を結んでまいりましたんで、平成27年以降の分がどうなるかというふうなことで、その間に大牟田の推移を見ながら、ちなみに最近入った情報では、熊本県の阿蘇地域がもう個別にやるというふうなことで、脱退を申し入れておるとい情報も入っておりますし、非常に運営も難しい状況になってくるのではなからうかな。

しかし、26年度までは今の状況でやって、その間に町の行く今後の方針を定めて、新たな方式にするのか、それとも今のRDFの引取を求めて新たに探していくかという形になりましようけど、今言ったように耐用年数も来ておりますんで、いろんな財政問題等もございます。過疎債のある間とか、そういうこともできればやりたいたいと、財政的に有利な状況になるんでですね、そうすれば補助金プラス過疎債が適用できるという形になれば、非常に有利な事業になるんで、そこをどこを見据えながら検討を重ねていきたいと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 前、町長が言ったのは、RDFをここで燃やして、それを廃熱利用しながら福祉関係に持っていったもいいし、プールとして活用してもいいというふうな考え方もあるということであれば、RDF今の方式のごみの方式は進めるべきじゃないかなとは思ってますよ。

でも、今課長が言ったように耐用年数が15年しかないということで、後の部分というのはもう不透明なんですよね。RDF、これも当該町で椎田、築城共立のときにですね、最先端の処理方式として取り入れたわけなんですけれども、いかんせんもう最先端ということは、もう何年かたった後のデータちゅうのがないんですよ。非常に不安なところがあります。

それと、また新たにいろんなごみの処理方式を今出ておりますけど、それやったとしても今度費用対効果、今度費用がかかり過ぎて、今度は住民のほうにフィードバック、お金のほうがかかり過ぎるといふうなようなことになっては困るので、その辺のところはよく考えていただきたいと思っております。今後といっても、ほんとは見えなと思いますので、その辺はよく検討した中での使い方をしていただきたいと思っております。

それと、2番目に生ごみの取り扱い方、これはもう何年前からの議会の最中に言って、課長に指示して、課長がそのままというふうなところで進めておりますけれども、分別収集と液肥の関係、そういうふうなものは今町長どういうふうな状況までなっていますか。

議長(田村 兼光君) 環境課、永野課長。

環境課長(永野 隆信君) 生ごみの液肥化につきましては、昨年国のモデル事業のほうを行うということで申請はしてありましたけど、採択はされませんでした。

それで、現在この生ごみの液肥化につきましては、し尿と生ごみを混入した場合、生成された液肥の分析、成分分析の必要性、それから当町と同形型の施設が長崎県の壱岐市のほうにできるということで、その検証も兼ねまして、今検討を重ねているというところでございます。

議長(田村 兼光君) 言い出してから動いて、いろいろするまでの時間が非常にかかり過ぎるというのが、この行政のあり方といいますかね、これが普通の会社だったら、もうとっくに倒産して、もうその辺の課はないぞというような気持ちがあるんですが、言い出したらすぐ、情報というのは今日本だけじゃなく、世界各国までとれるんですよ。

それをとってどうかしようというふうに、課長さん一人におんぶにだっこっちゅうわけじゃいけませんので、だれか一人が若い職員でもいいと思うんですよ。若い職員を一人インターネットに物すごくたけてる人がいたら、その人が情報収集して、実はこういうふうな方式がありますよ、こういうふうな、それが100通りぐらいの種類がありますよというのを、課長とか係長、課長に報告をして、それからそういうふうな検討に入るのはいいんですけど、行き当たりばったり、行き当たりばったりの検討会を何遍してもね、進まないと思う。

壱岐まで見に行って、じゃあそれでましようかに本当になるのかなと思うんですよ。ならない可能性のほうが高いんじゃないかなと思うんですが、その辺のリーダーシップっちゅうのを踏まえて、後は職員がそれに対する考え方っちゅうの、それどう思いますか、町長。

新川町長。

町長(新川 久三君) 私も生ごみをいわゆる分別収集、これももう口を酸っぱくして言ってるけど、歴代課長なかなかやってもらえないということで、今の課長はやっとやろうかなという考え方が出たら、全般的に壱岐のほうで全面的な収集方法があるということで、モデルケースことしでやれということで決めておりましたけれども、若干今足踏みをして、壱岐の全面収集を見て、それを真似ようかということで、今環境課長の考え方はそういうふうになっておるようでございますんで、ぜひ早目にこれやるんならやるということで、関係課長にも私は叱咤激励をやりながら、また私もその方向性でいこうというふうに思っております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 確かに、早くやらないと、今言ったようにRDFの耐用年数が15年間ということで、もうあと2年ぐらいですかね、で切れるわけなんで、そうした大牟田の発電所も同じように2年で一応の契約は終わると。そうなった場合に、ごみの減量化というのが一番大事だと思うんですよ。

そうした場合に、ごみは燃えるごみ、また有価物、それと燃えないごみ、それにこういうふうな残渣、生ごみですね、そういうのに多種多様に分けられても、今はリサイクルがかなりできてるんですよね。ごみの分別をすれば。

そういうふうな方式をいち早く取り入れていって、この再来年ですか、26年ですか、26年までにある程度分別して、これはもう本当にリサイクルに回そうと、これは生ごみだから、生ごみはもう液肥の中で処理できるなら処理できるなりに、何かできればコンポストにするならコンポストにするとか、そういうふうな分別をきちっとやっていけば、そんなにもう耐用年数が来たからといって慌てる必要性もないと思うんですよ。ごみが減れば減るほど、耐用年数は延びると思う、逆に。だから、そういうふうな考え方をやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 現在でも大分やっぱりごみの減量作戦ということで、処理場に搬入される量は大分減ってきております。特に生ごみがEM菌とか、コンポストで利用が非常に多くなってきて、自分の畑で肥料として使うと、そういう家庭も多々多くなってきておりますんで、現実的には減少してきておると。

しかし、本来なら今まではRDFにちょっと甘えてきた嫌いがございまして。他の町村では二十何品目ということで分別収集をしながら、燃やすごみはもうその中で1割しかないという、これが四国の上勝町でございまして、そこまではならんでも、ある程度先ほど議員が言われたように、リユース、リサイクルという考え方でいけば、相当の燃やすごみがなくなるのではなからうか。今はRDFということで、何でも燃料にできるということに甘えておるといのが現状ではないかなと思っております。

だから、基本的にはRDFの更新時には、やっぱり確固としたごみ行政のぴしゃっとしたものを一つ構築しながら、将来にわたっての築上町のごみ行政というものを確立していくべきではないかなと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) そのように非常に願いたいと思います。

そして、私資料要求というか、情報開示をしてもらって、ごみの推移というのをお金もそうですし、ごみの量も見させていただいたんですが、5年間の推移としては約1割減、4,991トンが4,575トンというふうには、下がってきているようです。

また、経費についても、平成18年が1億9,200万が今1億3,200万というふうになっております。

ここでちょっと聞きたいんですが、RDF施設部分の決裁の部分は課長が行っているんですか、施設長が行っているんですか。

議長(田村 兼光君) 環境課長、永野君。

環境課長(永野 隆信君) 私のほうで行っております。

議員(16番 西口 周治君) じゃあ、もう詳しく聞くのは課長でいいということですね。

RDFはメンテナンス契約をしていると思うんですよ。そのメンテナンス先と金額はどのくらいですかね。(発言する者あり)会社と金額、契約金額。

環境課長(永野 隆信君) メンテナンスの部分につきましては、今現在4名で約1,000万ぐらいの日常点検業務と運転業務のほうの委託をしております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 1,000万でメンテナンス契約。

環境課長(永野 隆信君) 日常のメンテナンスと運転業務のほうもお願いしております。

議員(16番 西口 周治君) はい。じゃあ、職員は直接そんな携わってないということですかね。

議長(田村 兼光君) 環境課長。

環境課長(永野 隆信君) RDFにつきましては、RDFとリサイクル施設、それぞれ現場で働いているのは3名でございます。そのほかその3名で足りないということで、4名の人員を配置しているということでございます。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) そのメンテナンスっちゃ、日常のメンテナンスですね。修理とかそういうふうなのは別ということですかね。

議長(田村 兼光君) 永野環境課長。

環境課長(永野 隆信君) 別でございます。

議員(16番 西口 周治君) その決裁はどなたが行うんですか。

議長(田村 兼光君) 永野課長。

環境課長(永野 隆信君) 私のほうで決裁しております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 資料をもらってておもしろいなというのがあるんですよ。前からRDFは最後の生成器、ダイスとローラーちいうんですかね、あのグリグリっとして棒にする部分、あれが一番金かかるとよく言われてます。そして、壊れるとかよく言われてますけれども、ここ5年間のうち去年が異常なんですよ。何で1カ月おきにそんな工事をしなきゃいけないかというぐらい、工事が近づいてるのがあるんですよ。

私は、最初これもらったのは、においが時々するから、あれ変えてないんじゃないだろうかとか、バグフィルターが悪くなったんやないやろうとかかいうふうなことで、ずっと色分けで何に幾ら使ってるっちゃうのを見てたんですけど、ちゃんと活性炭とか、バグは2年に一遍、活性炭は1年に一遍というふうな交換条件を満たしてやっているみたいですね。でも、いかんせんその成型機用の部品が、昨年だけで500万多いんですよ、平年から比べたら。何でですかね。

議長(田村 兼光君) 環境課、永野課長。

環境課長(永野 隆信君) 成型機の分につきましては、通常新品を買うときと、追加工を行う場合がございます。

ます。この耐用月数につきましては、通常3カ月で追加工のほうに回しております。それで、年に3回追加工を回しますので、新品を購入すれば、ちょうど1年ということになりまして、昨年新品のほうを購入しております、今回追加工を5回程度やっておりますけれども、その分で処理しております。6セット用意しておりますので、23年度については5回ということになっております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 23年度っちゅうの、じゃあ何年が耐用年数ですか。

議長(田村 兼光君) 永野環境課長。

環境課長(永野 隆信君) 通常1年です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) それだったら、毎年同じような金額が上がってきて当たり前じゃないんですね。

議長(田村 兼光君) 永野環境課長。

環境課長(永野 隆信君) それぞれ6セット購入しておりますので、順番に3回追加工を回しますと、次の分に移っていく、そういう感じで大体新品は毎年購入してるんですけども、昨年購入しておりませんので、今回こういう数字になってるということです。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 新品購入とかいうのは出てないんですよ。今までこれと全く同じなんですよ、もってる資料が。修理のRDF施設補修一覧というやつで、平成18年度から23年度までくださいということでしたいたんですが、その中でもそれだけが突出してるんですよ。年間のこの経費の推移に関しましても、ことしせっかく昨年安くなったのに、ことしポンと突出してるんですよ。

何のために人件費だって3名が2名になって、150万近く安くなってきてはいるんですよ。人件費も安くなっている。そしたら、今度消耗品費も安くなってきている。そういうふうなこれはもう光熱水費は仕方ないと思うんですよ。油代が高くなれば高くなるというふうなバランスがあると思うんですが、無理して前々年度とかに合わせる必要性はないと思うんですよ。

それでね、おかしいのは、1カ月おきにそのローラーとかの追加工を、追加工っていうんですかね、あれをどんどんやってきているんですよ。3カ月に一度でいいんであれば、3カ月ぐらいで大体回っていけるというのが我々の考えなんですよ。

じゃあ、何でもこう簡単には5月、7月、8月、11月、1月というふうなことになっちゃうんですよ。この年だけです。前の年はそんなことないですよ。7月、そして9月、そして1月と3月というぐらいにしか出てないんですよ。

その前の年も、そんなにわあわあ言うほど近い日程でしてるという、これだれが見るんですか、それ。かえましようとか、かえたほうがいいんじゃないですかというのは、職員が見るんですかね。

議長(田村 兼光君) 永野環境課長。

環境課長(永野 隆信君) RDFのほうに担当職員がごいます。それで、日常の点検業務の委託しておりますので、そちらのほうと協議しながらかえているということでございます。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) じゃあ、相手の言いなりということじゃないですか。ねえ、本当に悪いのか、本当に悪いものじゃないのかという、その差というのはだれも要は町の職員なり、課長なりが行って点検するわけですかね。

議長(田村 兼光君) 永野環境課長。

環境課長(永野 隆信君) 私のほうでは点検はしておりません。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) といったらね、職員ができる、できないの判断はすべきでしょう。それはその1,000万の最初やったこのメンテナンス契約料の中でかえてくださいというのであれば、向こうの人がかえすからというふうに、やりやすいからかえすよと、きれいになりますからかえすよでいいですよ。でも、プラスアルファでお金を出さなきゃいけない、去年だけ980万ですよ。その前の年は380万、その前の年は570万、その前の年は255万、その前の年が134万、980万ったら、これ私ずっと見よっておかしいなと思うた。すべて新品にかえるなら新品で、かえましたよというて、幾らですよというので、それから今度加工するのに幾らかかりますよというふうなやりかえでいいです、それは、わかります。そういうふうに書いてもらえばそれでわかりますけど、同じ品目、同じ金額ですよ、金額も同じ。それで、そういうふうな中でやってきて、なんで去年だけこんだけ突出しなきゃいけないのかという。そうになったら、また大体耐用年数1年ですよということで、来年は6個かえなきゃいけないというふうになったら、またとてつもないお金になるわけなんです。

あれ、これ加工させて、加工っちゃうか、磨くんですよ、ダイスは、磨いて、またはめ込んでもらうと。だから、ストックはあると。それをこういうふうにやりかえよかと、全然なくなるというふうな状態に陥られんと思うんですよ。

でもね、このこれ課長おかしいと思いません。7月に加工に出して、また8月に加工に出すということはあるんですかね。

議長(田村 兼光君) 永野環境課長。

環境課長(永野 隆信君) 環境課、永野です。1回の1つのワンセットでございますけれども、それを3回追加工するわけでございまして、全部が全部一遍でするわけでもございせんし、それぞれかえるときに、また次の2回目の追加工を行う場合もございまして、そういう数字になったということでございます。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) じゃあ、前の年のこのむちゃくちゃ安いのは何で。

議長(田村 兼光君) 永野環境課長。

環境課長(永野 隆信君) 前の年につきましては、2セット購入しておりますので、その分で3回出るんですかね。追加工で対応したということでございます。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) その前の前の年もっと安い。あのね、考え方が違う。私が言うのは、この大体500万近くかかるだろうなというのはわかるんですよ。これずっと計算していきよったらね。でもね、980万というこんだけこうまでして無理してお金使わんでいいんじゃないかという。そうでしょう。

例えば、今ここでそういうふうなものをさしてる、ストックをしましたよと。ここに例えば6つありますと。そのうち3つが使ってますと。だから、あとの3つはストックですよ。そのストック分まで磨きましたと。だから、こっちがきれいになっちゃっても、こっちの3個は悪くなるまで使わないわけです。悪くなったら、その1個を取り出して、1個はそこに入れかえると。それで、2個出たから、その2個をまたそういうふうに磨きに出しましょうかとかいうふうなことをするのが、普通の運用のあり方だと思います。

一気にね、この年に集中してここでやらなきゃいけないとかいうふうなものは、我々から考えれば、メンテナンスしてるほう側は好き勝手にできるんですよ。逆言やあね、「これ壊れとるから、ここやりかえましょうや」と言うたら、「ああ、そうですね」と言うしかないでしょう。見てわからんでしょう。それがね、メンテナンスのあり方ちゅうのはそこだと思う。そういうのをきっちりきっちりさせていくのが、皆さんの役目じゃないんですか。

議長(田村 兼光君) 永野環境課長。

環境課長(永野 隆信君) 御意見のほう重々受けとめたいと思います。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 監査をしてもね、こういう細かいとこまで入らんのよね。だから、グレーゾーンなんですよ。きょう言われた、小林議員が言われたけど、本当にグレーゾーンが多過ぎるんです、この町。だから、とことん出してみたら、初めてこういうことがわかる。

私みたいにね、これきょう本当に違うことで聞こうと思うて出してみよったら、何これおかしいなと、これ同じ項目物すごくあるじゃんと思うて、マーカーでチェックしてみたら、去年がとてつもなく多いと。じゃあ、ことはもうほとんどないんでいいのかなと思うたら、そうじゃないでしょう。やっぱりその3カ月に一遍は同じようなことをしなきゃいけないでしょう。そしたらね、やっぱりこれはもう悪う言やあ癒着よ。このメンテナンスをしてる会社との癒着しかとられんのよ、こういうのはね。

だから、きちっと施設のほうで確認して、課長が絶対いつも施設に行っとるわけやないんやけ、施設には施設長さんがおるんやから、それと職員もおるんやから、町がお金を払ってる人がおるんやから、かえますよというときにね、「おれ変なことしたら首がとぶけん」というぐらいの気持ちでおらんとね、このやり方はおかしいよ。そう思いません。

議長(田村 兼光君) 永野環境課長。

環境課長(永野 隆信君) その点につきましては、気をつけてまいりたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 町長、グレーゾーンですよ。わかります、公金ですよ。公金を要は入札でも何でもいい、入札じゃないですよ、これはもう随契ですから、入札じゃない。1社だけ。1社に預けて1社で運転してもらって、1社にそのお金が足りなさそうだから、そっちにあげよう。我々が考えるというのも、住民にみんなにこれ開示してあげて、これおかしいと思いませんかと言ったら、それはおかしいと言うほうが多いと思うんですよ。だから、そういうグレーゾーンをなくさなきゃいけないという。

だから、ごみの減量化をします、ごみを何します、かにします、確かにあそこで町内のやはりごみとかを集めてもらって、処理してもらってというふうな気持ちはあります。でも、大元にその袋代とか全部払ってるのは住民なんですよ。住民のお金がどこに行きよるかしたら、その施設を管理している人たちの懐に入りよったら、何も意味ない。

せっかく減ってきてね、ごみの使用料が減ってきました。やっぱ管理とかそういうふうは大牟田に持って行ってもらえるようになったから、4,100万が、ぐらいまで落ちてきましたと。これそれだけでももう平成18年考えたら2,500万落ちとるんですよ。一生懸命2,500万、その見えるほう側で落として、見えないほう側でどんどんお金をやりよったら一緒という。

だから、その辺はもうちょっと見極めた監査の方法っちゃおかしいんですけど、毎月恐らく上がってくると思うんですよ。そういうふうなのをチェック、チェック機能というのはないんですかね、町長。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、財政課等々でチェックをして、そして最終的には私に支出命令が回ってきます。その中で、やっぱりちょっとおかしいなと思うのは、私も今指摘があったんで、内部調査をしてみたいと思いますけど、そしてまた、もしそれが過大な形で支出してあれば、また是正もやってまいります。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 業者を入れて、そういう運転しながらとか、何をしたらメンテナンスをしてもらうとかいうふうなのは、私はそんなに悪いことじゃないと思う。

ただ、業者次第と思うんです。本当にそれだけその面倒を見ますと、我々その金額でやりますと、一生懸命やりますと言って、住民の皆さんに迷惑かけないように頑張りますからと、同じ職員のような気持ちでいるのか、いや、これRDFができて、これは絶対儲かるけん、こうしよったほうがいいぞって言うてね、たかくってやってくるのか、そういうふうな会社の概要もよく調べてもらわんと、メンテナンス契約を交わしましたと。本当言えば、これは日本リサイクルマネジメントに契約して、あそこが面倒見ってもらううちゅうんが本当はいいんでしょうけど、あそこもなかなか派手な会社でしてね、そうとは言えませんが、とにかくこういうふうな資料をもらったときに、おかしいなと思うような会社は、我々としてはもうちょっと立ち入り調査しようかなと思うふうな気持ちもありますよ。あの、委員会としてね。

だから、お金が総体的なお金下がってきているからいいだろうというのはないですよ。ごみが減っていい

て、当然維持管理費すべて、人件費すべてがこう下がってきている、これはいいですよじゃないんです。それをいかにこの部門別で下げていくか。

先ほど言いましたけど、光熱水費、これはもう油が安くなれば安くなるほど下がってきますよね。人件費はもうそれは職員2人ですから、それをこうこうせえっちゃ言いませんけれども、そういうふうなやり方ってというのはよと考えるとかんと、分析されたらアウトになるようなやり方しよったら、これは全課共通です。

これからちょっと何かおかしいなと思ったら、絶対私資料をとりますので、お金を払えば情報開示していただけますので、そのぐらいのことはやろうと思いますけれども、グレーゾーンというのをなくすような努力をどういうふうに考えますか、町長。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) グレーゾーンというか、変な支出はさせたくないと思っておりますし、だれが見てもこれは納得という形で支出していくと。そしてまた、仕事をしていくという形、これは公務員として、これはもう徹底的な条件でございますし、今まで入ったメンテナンス業者は、私は非常に安くやってくれたと評価しとったんですね。

実は、日本マネジメント非常に高い金を請求してきたという事実でございます。だから、その中で民間を探したら安くできる、ただ、もう長く居すわれば、またそういう面が出てくるのかなという気持ちもあるんで、ちょっと環境課長のほうから業者と話をさせて、どういう気持ちなのか、そういう形で調査をしながら、適正な管理にもっていきたいと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) よくお砂糖が10円ですよとか、何が幾らですよと言って店で売って、おばあちゃんたち呼んで、「この布団を買いなさい、50万ですよ」っちゅうふうな、そういうのと一緒なんですよ。頭が安くて、最後にはマネジメントによけ取られよったというふうなやり方っちゅうのは、もう極力気をつけとかと、多いと思います。

だから、最初に契約する、よく塩田議員も言うけど、コンピュータだって最初に契約するときはね、「ああ、2,000万でいいですよ、いいですよ、はいはい」って、昔なんか1円入札しよったじゃないですか。後が何億というお金が引っついてくると。財務省とかああいうので、1円入札して、ふたをあけて最後の最後には40億ぐらいもっていよったというふうな世界になりますからね。

そじゃけ、そういうふうな一番当初の契約をきっちり結んで、そして課長もね、やっぱりもうメンテナンスはきちきちともう月別に分けて、今月はこういうふうな、臨時的なものは仕方ないですよ。急遽バアーとぶっ壊れたりとかいうのは、仕方ないとは思うんですけれども、そうじゃない部分に関しては、やはり3月にかえたら次は6月ですよ、6月にかえたら、次は9月ですよって、9月にかえたら12月ですよとかいうふうなね、サイクルがあると思う。

メンテナンスをする、こういうかえなきやいけない消耗品とか、やりかえなきやいけないサイクルっちゅうん

があると思うんです、常に。だから、それをきちっともう業者と打ち合わせて、本当にそれ以外の支出をするときは、もうそれ相応のものを持ってきてもらって、そして決裁するようにしたらどうですか。

議長(田村 兼光君) 永野環境課長。

環境課長(永野 隆信君) 環境課の永野です。検討してまいりたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 検討して、検討はだめよ。検討じゃ、やりますというふうなね。こんだけ出てるんやから、検討してまた来年も一緒にしたったら、意味ないでしょ。そうじゃないで、もうそういうふうにやりたいと思いますとか、町長にもしそういうふうなスケジュール組んで異常があれば、町長なり副町長なりにね、相談しますとか、そういうふうなんだったらいいけど、課内検討だけやったらね、そこで終わる。だから、もう絶対という、もう12月議会じゃ遅いんか、9月議会くらいにもう一度どういうふうな内容になったか聞きたいと思いますので、その辺まで頑張ってやっといってください。

続きまして、下水道と浄化槽業者についてと、これ町長が町内下水道を巡らせるという段取りがちょっと狂って、今はまだ小規模はいい状態ですよ。そして、町内でどういうふうにしたいのかというのを、まず聞かせてください。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 下水道、本管の敷ける補助事業で地域は全部これは補助事業でいきたいと。そして、小集落ですね、ここが本管は引かんでも、厚生労働省のいわゆる市町村管理型という補助制度もございます。例えば、要件がそろえば、この市町村管理型のいわゆるたしか20戸とか30戸とか、ある程度これも1戸じゃできない状況があるんじゃないかなと思います。

ただ、今は補助金というか、市町村が管理しない個人のという形でやっておるんで、もし市町村管理型があれば、私はそれでやったほうが非常に河川の浄化とか、そういうものでは非常に管理ができて、市町村が管理すると。

そして、例えば下水道計画に載ってない地域については、私はそれでいって、補助事業があれば、本人負担15万でやるような、国と町と本人負担と同じようなレベルでいけるようであれば、それはそれで私は結構だと思うんで、もしそれができないんならば、個人負担も少したくさん出してもらわにゃいかんかなという気持ちもございますけど、できれば市町村管理型でいくのが私はベターだと。

そしたら、流末の環境浄化にはこれ絶対責任が町は持たにゃいかんという気持ちがありますんで、そういう方向性でということで、担当課には申してるけど、なかなかやっぱり実現せんというか、今、西口議員「いいえ」ってこうしてましたけど、個別のないっていうんですよね、厚生省に聞いたら、今のところ。そういう状況でございますんで、もしあればあって、そういう方向性で私はいってもいいんじゃないかなと、このように考えてます。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 市町村管理型はあるんですよ。だから、前から言ってるように、町の職員がわからない世界があったら、福岡県にも浄化槽協会というのがあります。日本にも日本浄化槽協会というのがあります。そこに聞けば、職員を派遣してくれて、無料で全部してくれる。だから、職員が足りなければ、そこをお願いしたら2人ぐらい来て、その「どこからどういうふうな範囲でどうするんですか」とか、「色づけはどうするんですか」とか、そして県の補助金の申請のやり方、国の補助金の申請のやり方までしてくれるんです。無料ですよ。

だからね、それをずっと前から言いよるん。それで、町長も担当課に、担当課に。担当課もそこまでわからんし、どうでしょうか、こうでしょうかになると思うんですよ。

そして、下水道と浄化槽と、そして今そんで今やってる補助金ですね、あれ国交省の補助金制度でやってるんですよ。環境課が担当かな。今言った市町村管理型であれば、15万円の住民の負担をいただいて町が管理をして、きれいな河川にしていきたいと思います。中は下水道と一緒にですから、中はどうぞ個人のお金ですよというふうになるんですけど、今建設省のもらってる補助金でやると、個人負担が三、四十万は出るんですよ。そして、管理も自分でしなきゃいけないんです。そうなった場合ね、二本立てになった場合、非常なふぐあいというか、同じ住民なのに、片や毎月人数割ですから、幾ら幾ら払えばいいと。でも、片や全部自分でやってるから、自分で面倒見なきゃいけない。それで、年間に例えば10万なら10万要ると、そうなった場合、ふぐあいが出てこないかなと思うんですけど、その辺はどう考えてますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 現実的には、今は個人管理型の浄化槽と、これはこれで、だから町がびしゃっと行うようになれば、告示をしながらどうするかということは、これから移行していく方法もございましょうし、そのところはそのかわり使用料をもらわなきゃならんという形も出てきます。

だから、そのところはちょっと研究課題になってこようかと思うけど、位置づけとしては、下水道計画に載ってない地域という形になれば、もう山間地のほうとか、それから1軒ぼつんとあって、本管から遠いところ、ここについてはしたくてもできないということで、特に旧椎田は、これによって個人のいわゆる合併浄化槽の補助をしてなかったんですね。

合併してから、やっぱりしたいという声も出てきて、一応認めておるけれども、ただし下水道計画に載ってない地域ですよというふうなことで、限定をして行っておるということで、椎田のほうは非常にまだ申請がございませんけど、築城のほうはもう既に相当数個人管理型の合併浄化槽やっておるということで、ただいま指摘の件については、これまた町で管理するようになれば、当然しなきゃならんような。そのかわり、皆さんと話をして、料金をいただきますよという話もしていかなきゃいかんのじゃなからうかなと、このように考えてます。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 担当課はどこになりますか、その場合。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 当然環境課が担当という形、はい。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) じゃあ、環境課長にお伺いします。

浄化槽に小規模ちゅうか、市町村管理型浄化槽ですよ、名前は聞いたことあると思いますけど、どういうふうなことかわかりますか。

議長(田村 兼光君) 環境課長。

環境課長(永野 隆信君) 環境課、永野です。詳しいことは存じておりません。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 今まで浄化槽と言っても、市町村管理型に関しては下水道の一端ということで範囲を区切って、下水道課にするのかな、どうするのかなというふうに私は思っておりましたけれども、下水道課には振られてないんですかね。

議長(田村 兼光君) 町長、新川君。

町長(新川 久三君) 現時点では環境課ということでさせていただきます。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) じゃあ、環境課長、推し進めるためにね、先ほど私言いましたけど、無料で2人ぐらい派遣してくれるんですよ。そういうふうな人を利用するという気持ちはありませんか。

議長(田村 兼光君) 永野環境課長。

環境課長(永野 隆信君) 環境課、永野です。その辺の分につきましては、やっていきたいと、聞いてみたいというふうに思っております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 素人が、要は役所の仕事はプロでも、そういうふうな関係の対国、対県、それとか市町村管理型とかいうふうな法律関係に関しては、そちらのほうがプロだと思います。だから、10人集まって違うことを論議するより、お尋ねしたほうが早いと思います。

これはもうすべてそうだと思うんですよ。建設課長だって同じだと思う。大体私は市町村管理型じゃないで、普通の建設、今の補助金がもらえるのは建設課かなとか思う面はあるんですよ。国交省の補助金ですからね。それが今環境課のほうから出ているということで、環境課というふうになってますけれど、本当に皆さんこの築上町の役場の中じゃプロかもしれませんが、その他にいったときにね、やはりわからないところが多々あると思いますので、そのときはプロフェッショナルちゅうのは、もう世の中物すごい多いと思うんですよ。それなりの生え抜きの人たちがたくさんいますので、そういうのを最大限に利用するような形をとったらどうかなと思いますけど、町長、その辺の指図はどうですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) はい、大いに結構ですので、横の連絡十分とりながらやっていくように、私からもまた

させたいと思います。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) この町、こしはアサリがよくとれてますけれども、今まで非常に不漁やったということで、町全体のあり方、私がもうほんと議員になって、ずっとこればかり言いよるんですけど、浄化槽、合併浄化槽にすれば川がきれいになり、そして海がきれいになっていくだろうと。

そして、山に木が植わっていれば、それで森林で作用されて、保水ができて、そしていい、ここは山あり、川あり、海ありの町なんですから、その辺の環境が一番大事だともうずっと言ってるんですけど、その辺をやりましょうと言うてから、これもやりましょうと言うてからが長いんですよ。さっきのごみも一緒やけど、市町村管理型出したの、もう六、七年前じゃないかな。そう言ってるけど、そういうところに聞きもしないし、何もしないという状況が続いていると思うんです。

その辺をね、いち早くやってもらわんと、せっかく今八津田のほう、それと高塚、越路、そして築城の町の中ぐらいまでは下水道、農集排等が進んでますけど、川というよりか、もうほんときれいになりました。不思議なぐらいにきれいになってます。だから、環境のやっぱりそういう一番最初するべきものは、そういうところじゃないかなと私は思うんですよ。

それで、町全部というか、今の大体青写真というのは、下水課のほうでできてるんですかね。

議長(田村 兼光君) 下水道課、古田課長。

下水道課長(古田 和由君) 下水道課、古田です。下水道整備に関しては、汚水処理構想を設定して、集合処理区をその中で決めております。整備方法の選定と段階整備方針について検討して、各事業、大体農業集落排水事業、それから公共下水道事業に取り組んでおります。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) あともう一個、築城のほうで公共下水今やってますよね、特環か。特環の下水やってますけど、あの上のほうって言ったらかおかしいんですけど、赤幡橋から上のほうに上がっていったり、小山田のほうにずっと上っていったりという計画というのはあるんですか。

議長(田村 兼光君) 古田下水道課長。

下水道課長(古田 和由君) 下水道課、古田です。その地域につきましては、汚水処理構想の中では農業集落排水事業集合処理区ということで設定しております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 大体旧椎田のほうが小原ぐらいまでですか。小原、岩丸、それと西角田のほうは高速道路の下ぐらいまでなんですかね。

それと、築城のほう側はどの辺ぐらいまで上がるのか、教えていただけませんか。

議長(田村 兼光君) 古田下水道課長。

下水道課長(古田 和由君) 下水道課、古田です。汚水処理構想では、地域を10地域に区分しております。まず第一には、椎田を中心地にしました公共下水道事業、今地域では小原地域、それから石堂を上がりまず地域を含んでおります。

そして、旧椎田では、今残っている農業集落排水事業といたしましては、椎田東部地区ということで、西角田地区を設定しております。

築城地区につきましては、特定環境整備事業、先ほどのバイパス、築城のほうでJAの農機具修理がある部分までは、特定環境で行うようにしておりますが、その奥につきましては、各処理区域を設定し、集合処理で経済的にうまくいく地域を選定して、各地域を農業集落事業区域として設定しております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) それでもできない地域ちゅうんができてくるじゃないですか、さっき言いよった。だから、その地域というのは大体どの範囲にあるんですかねって聞いているんですよ。

議長(田村 兼光君) 古田下水道課長。

下水道課長(古田 和由君) 下水道課、古田です。築城のほうで細分していきますと、安武、袈裟丸、船迫、弓の師、上別府地区を一区の処理区域、それと築城、広末、赤幡、小山田地区を一区域、そして下深野、上深野を一区域、松丸、伝法寺地区を一区域、本庄地区を一区域ということで、下水道の集合処理については、その区域を設定して事業を進めてまいります。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) はい。じゃあ、築城に関しては旧西高のあの辺、までということですかね。西校の分校のあの辺までということですか。

議長(田村 兼光君) 古田下水道課長。

下水道課長(古田 和由君) 下水道課、古田です。本庄地区を最終の一番奥、築城としてはなりますんで、下本庄、上本庄まで区域としては設定しております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 町長、今いろいろ説明がありましたけどね、一番肝心なのど元、水の大元、城井川でいえば寒田、あの辺がもうそういう除外地になってきているんですよ。だから、そういうところをいち早くいろんな手立てをしながらやっていかないと、途中から下だけがきれいな水を流しましょうといっても、一番大元のほうから汚れた水が流れれば、同じじゃないかと、そういうふうに思うんですが、そののど元のあたり、だから岩丸であつたら、もう小学校より上ちゅうか、上岩丸ですか、あの辺とか、真如寺とか、あの辺がやはりきれいな水を私は早く流してほしいなと思うんですよ。

特に、岩丸は今もう産廃の反対のああいうふうな建ててますので、自分たちが汚してたら反対もねえじゃないかと思う面もありますのでね、そういうふうな政策を早急にやるということで、指示母体はどうですか。

議長(田村 兼光君) 荒川町長。

町長(新川 久三君) 町は一応ただいま下水道課長が答えたとおり、それぞれ地域設定を下水道計画でやっておると。あとは、地元の皆さんが推進委員会をつくっていただかにはなりません。よし、やろうと、これはもう圃場整備と一緒に。地元の皆さんがやります、そして参加しますという表明がなければ、できる問題でもございませんし、基本的には15万円いただいて、あとは自分のいわゆる雑排水、それからトイレもつなぐという確約をとってからじゃないとできないという形になりますんで、その推進を今の事業とあわせて、未実施地区をやっていこうというふうには一応計画しておるんで、その説明会も担当課のほうでおいおいやっていると、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) これからの町は、やっぱり先ほどはごみ、今度はし尿浄化槽及び下水道関係ということで言いましたが、一番怖いのは、先ほど言いましたグレーゾーンにお金が集まって、そのグレーゾーンからどこに出ていくかということなんですよ。職員にバックしたら、もうこれ大変なことですよ。その場ですだからね、だから、町長もそのぐらいの意気をもってやらないといけんし、また課長もそんだけチェックを、よくチェックしてほしい。

もう先ほども言いましたけど、またなんかちょっとおかしいなと思えば、情報開示していただきますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、一般質問を終わります。

.....

議長(田村 兼光君) 次に、4番目に11番、塩田昌生議員。

議員(11番 塩田 昌生君) 液肥の問題について、今西口議員がいろいろ質問しましたけど、私はタンクの増設をいつするか。それと、生ごみの処理、これをして液肥の安定化を図ると。現状はいろいろ波があって、ないときはもういっそもないと。あるときは、どこかに持っていくというような計画のとれてないような状態でございます。ですから、タンクを増設して、安定した液肥をつくってもらいたいということです。

産業課長ですか、よろしくお願ひします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 御指摘の件は、もうごもっともなこと。いわゆる液肥がダブついたときはダブつくと、足りないときは足りないということでね、安定的な供給が少し阻害されているという面もござひます。

それで、いわゆる使わない時期の液肥を貯留するというので、今まで無理して麦とか、いろんな形でたくさんやっぱり使っていたいただいた経過がござひます。野菜とかにですね。だから、そういう形の中で稲作に使えるようにという、使いたいという希望が非常に多くござひますので、できれば安定的な供給ということで、本来な

ら今の敷地じゃなくて、できればそれぞれの集落にある程度タンクを設置できるような形ができればいいがなと考えておるところでございます。

そして、しかし下水道の普及とともに、少し搬入量も少なくなってきました。そういう形の中で、今豊前の環境施設組合、ここに築城の分は持って行ってあります。これをできれば本町の町内で利用しながら、町内の農作物の栽培に使いたいという構想もありますけど、今のところは豊前の環境施設組合の運営上、それもできないということで、搬入量の1割だけは、こっちが足りないときはこっちに豊前には持って行かないよと、そういう今協定をしておりますけれど、環境施設組合の施設がある以上、やっぱり同じ組合でございますので、利用をやっていかなきゃならないというジレンマもございます。

だから、更新の時期にどうするかという一つの問題も抱えておりますんで、検討しながら肥料のいわゆる使用拡大に向けて頑張ってもらいたい。特に築城地区のほうも、営農組織等々が今できつつございます。営農組織の中で使うという確証がとれれば、築城の分も肥料化ということもやぶさかではないと、このように考える次第でございます。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(11番 塩田 昌生君) 前向きに検討して、増設よろしくをお願いします。

それと、先代の課長さんが、生ごみの分別しようけでしたかね、産業課に一時あったんですけど、ああいうのを各家庭に配布するようなことを言ったんですけど、いまだになってないが、どんなふうになっとるんですかね。

議長(田村 兼光君) 環境課長。

環境課長(永野 隆信君) 環境課、永野です。バケツの配布については、現在考えておりません。それで、この計画が進む中で、モデル事業等を進めていく中で、そのバケツについては配布のほうを考えております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(11番 塩田 昌生君) じゃあ、よろしくをお願いします。

2点目としまして、再三中国のほうに交流に行っとるようですけど、これなんかどっかの先生のあおりで行きよるんやないかと、そういううわさがあるんですが、どんなふうですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) そういう困ったうわさを立てられても困るんですけど、中国との交流ということで、これは非常にこの液肥を使うことによって、我々の環境もよくなっております。そういう形の中で、中国にという形で、中国のほうがこれは私どものホームページのインターネットに目をつけて、ぜひ勉強したいというのを来たのが一番最初でございます。

それで、いわゆるJICAという、これは経済産業省の外郭団体がございますから、ここから補助金をもらって、中国の江蘇省の金壇市ですか、ここと循環農業推進協定というものを結びまして、昨年まで液肥の指導をし

てまいったわけでございます。

もう一つは、これは黒竜江省という一番中国の北になりますけれども、黒竜江省の290農場と、ここもこれは総務省の外郭団体から指導経費をいただきまして、指導してきたということでございます。これも事業年度が平成23年度で終了しましたんで、あとはもうこの交流はなくなってくるという形になりましようけれども、中国からは我々のところにも勉強に来るといふ形になりましよう。

ただし、これの副産物として、中国との交流の中で、いわゆる小学校の姉妹校の締結ということで、これもこの液肥がきっかけになって姉妹校を結んでいったということで、既に昨年も築城小学校を中心に金壇市のほうに子供たちが表敬訪問しておると。

その前の年は、椎田小学校が南京市の竹鎮という地域にございますけれども、中日友好希望小学校という名前のところに訪問をして、お互いやっぱりそれぞれの昔から中国と日本は非常に交流が深うございまして、日本は中国に学んできました。逆に今は中国は日本に学びたいということで、それのお互い交流ということで、隣国との理解をしあうと。そして、若い子供たちがそういう一つの理解ができあえば、非常に隣国とのいい関係ができるんではなかろうかなということで、小学校の友好協定も結びながらやっておるといふことで、液肥の分はこれで終わりになります。

以上です。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(11番 塩田 昌生君) そのメリットっちゅうんですか、どれぐらいお金を椎田町、築上町にもろうたんですかとか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) メリットというても、これはいわゆる中国の環境がよくなったら、日本の環境もよくなると、これは当然のことでございますし、中国からいろんな形でやりっ放しにやられれば、日本の環境は悪くなると、これは間違いないわけですね。

今でも光化学スモックとか、そういうものはいっぱいことしも出てまいりました。そしてまた、垂れ流しにされれば、海も汚いと、汚染されるということもございまいしょうし、そういう形の中で、中国の環境がよくなれば日本の環境も必然的によくなると、これはやっぱり大きなメリットではないか。

そして、やっぱりお互いの友好交流と、これがやっぱり一番のメリットで、だから今までは中国から日本は2000年学んできたわけですね。わずか戦後の間に、戦後というか明治以降ですね、ある程度中国より日本のほうが発展してきたということで、日本のできるノウハウは中国に教えながらやっていくというのが、隣の国との友好ではないかなと、こういう考え方が、私はメリットになるんじゃないかなと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(11番 塩田 昌生君) 私は、二、三カ月になるかな。ベトナムのほうにちょっと行ってきました。中国

よりかね、ベトナム人のほうが物すごう感じがいいんですよ。中国はなんか乾杯、乾杯言うだけで、(笑声)もう少し友好関係を重じるなら、ベトナムのほうも力を入れたほうがいいんじゃないだろうかと、そう思うんですけど、いかがでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) そういう機会があれば、ぜひ国際化の町を子供たちが体験するという事は、非常にいいことだと思いますんで、もし塩田議員がそういうあれがあれば、紹介していただきながら、交流を少しずつでもいいからやっていくちゅう方法はあると思う。

ただいまベトナム人も、築城の城井中学校跡の研修所には、中国人とベトナム人が主に研修に来ております。その中で、少しは私も何ていいますか、伝法寺の池干ですか、あそこには彼らも参加をしていただいて、少しは交流したこともございますし、そういうもし交流がだんだんできれば、結構なことじゃないかなと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(11番 塩田 昌生君) まあよろしく願います。続きまして、2番目に移ります。

また今度は6月か、松の防除をしました。防除をしました、3日間くらい山に入らないでくださいと、何かわびしいちゅうんですか、何か人間が大事やかと思うんですがね、虫が大事やろうか。よってちょうどその時期はヒワちゅう鳥がおるんですよ、小鳥が。その産卵期が卵を産む時期で、それも近ごろ姿を見ません。それと、ベンケイガニ、これがまたいっそもおらんことになった。それと魚、魚もコタイちゅうやつが卵を産み来よったんやけど、何の影響か、もういっそも寄りつかんことになった。そういう成分なんかもう少し検討して、もっとええ方法はないやろうか。今見たとおり、松の木はもうない。今何千万っち使うとっと思いますよ。私が、平成16年にこの問題ちょっと質問したんですけど、そのときもかなりの経費がかかっておりましたので。何かええ方法、それから後のチェック、そのほうよろしく願いますが、どうでしょうか。

議長(田村 兼光君) 中野産業課長。

産業課長(中野 誠一君) 産業課、中野です。航空防除は今現在、松林11ヘクタールぐらいをやっております。薬剤はスミパインMCという薬剤で、スミチオンと同じ成分でございます。節足動物、虫とかカニとか貝等に効果がございます。松枯れはマツノザイセンチュウが原因とされておまして、航空防除はそれを運ぶマツノマダラカミキリを駆除し拡大を防ぐことを目的としております。センチュウ自体を駆除するためにはギョウチュウの駆除成分を松の一本一本に注入する樹幹注入という方法もございます。農薬のポジティブリスト施行後、散布できなくなった場所については最優先でこの方法を使っております。ただ、これは大きな木で松1本当たり約3万程度かかります。23年度も予算280万ほどかけまして行いましたけども、松の本数で言いますと約188本を対象に行いました。これは小さい20センチ以下の木には使えませんので、樹齢がまだ若い木については現実的ではありません。松の根元に敷いて吸収させる薬等も調べておりますけども、今度は地下水に混入するということも考えられますので、それからまた非常に高価であるということから現実的では

ないということで、いろいろ方法は模索しておりますけども、現在の方法が安価で効果が期待できる最適な方法だということやっておるとというのが現状でございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(11番 塩田 昌生君) 宮崎県ですか、新燃とか霧島なんか、あの近所の松は全然枯れてないんですよ。あそこの何かノウハウなんかあるんじゃないやろうかと思うんですけど、どんなふうですか。

議長(田村 兼光君) 中野産業課長。

産業課長(中野 誠一君) 福岡県を通じてそういった成功してる例がございましたら参考にしたいと思いますので、今後検討してまいります。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(11番 塩田 昌生君) 本当に霧島関係の山はきれいなんですよ。防除もせんとは言ってますけど、何か硫黄関係があるんじゃないやろうかと思うんですが、新燃の噴火の煙とか、そういうのをもう一度検討してみてください。

以上をもちまして終わります。

.....

議長(田村 兼光君) 次に、5番目に、武道修司議員。武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、アグリパークの管理についてと。今年度4月から直轄というか、直接町のほうで管理をするようになったわけなんですけど、今まではしいだサンコーのほうに任せていたと。再度ここで確認をしたいんですが、しいだサンコーから直接管理を町がするようになったいきさつというか考え方と、現状、しいだサンコーから直接の管理になったメリットを教えてくださいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。アグリパーク、しいだサンコーから直営にしたっていうのは、はっきり言いますと管理が全く行き届いてないと。目に余るまではいきませんが、及第点がつけられない状況にあったということで、もうやむを得ずアグリパークの管理についてはもう直営するしかないなということで、指定管理の期限が切れる月を待って切りかえたということです。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) ということは、メリットのともちょっと今お聞きするつもりであったんですが、直接管理をすることによって目の行き届かないというか、管理が不十分だったところがカバーできるようになったという考え方でいいのかを再度お聞きいたします。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。そういうことで及第点がつけられない状況にあったということで、3月の状況から今2カ月たっておりますけど、2カ月でおおむねめどといいますか、整備の状況のめどをつけたとこです。10日に1回ぐらいは芝刈りをさして、木々、下の枝っていいですか、全部切り払うし、住民からああいう木は要らないねとか、ああいう木が要らなくなったら死角がありますんで、死角のないような状況にして、どこからでも小さなお子さん、親子連れが花壇なり公園で遊んでる状況が見れるという形で今整備しております。

ただ、もう一点は、これも遊具が幼児用の遊具と、小学、高学年の遊具の2カ所ありますけど、これについても点検整備が全くなされてなくて今使えない遊具になっております。1つブランコを除いて。そういうことでこれについては当初予算をいただいておりますので、夏休みまで遊具を取りかえて、夏休み、児童館並びに近隣の町内の親子連れが遊んでいただけるような姿にしたいと思っております。今少しずつですけどふえております。

ちなみに今図書館と多目的ホール、あそこ2つ部屋があるんですが、あれも開かずの間、物入れだったんですけど、これを無料休憩所にして、今暑い日なんか、土日時々私行きますけど、子供さんが親子連れですか、有効に休憩場所として利用していただいております。これからも今後フットサルとあわせて管理をしていきたいなと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 今10日に一度は行ってということなんですけど、私も10日に一度ということはないですが、月に一度はやっぱり見たいなということで、4月以降三、四回行って状況を見てる中で、昨年から見るとかなりの管理が行き届いてるなという感じはしています。ただ単に、今現時点管理がいいからよくなったというふうに安心をしていいものなのかどうなのかという不安もあるわけです。

今、副町長言われたように、遊具等まだ交換ができていない。当初予算で予算が通ったのであれば、早い段階でできるわけです。夏までにといい、予算が通って夏までにといいこと自体が私はスピーディーではないなと。早い対応であれば、もうすぐに4月から、これ直接の管理になったんで、今までなら外部のしいだサンコーに話をして、こういうふうに予算がついたからやってくださいよということで、その会社に任せっきりということやったんでしょう。でも、今回は直接の管理になった以上はすぐに対応ができるわけです。これが夏までにといいことになれば、やはりスピーディーではない。今アグリパーク自体の遊具というか、あの場所にいるんな子供たちないし町外からもいろんな人が来てないのかという、来てるわけです。早い段階で少しでも早く指示を出して、遊具等設置するないし改善する。フットサルの関係についてもそうですけど、今現時点、多分使っていないんじゃないかなと思うんですが、芝生の管理をしっかりと貸していくということになると思うんですが、貸すときのマナーとか、そういうふうなことの徹底もやはり今の段階から企画をしてやっていかないと、今まではどちらかといえば貸しっぱなし、やりっぱなしで、芝生も何もめっちゃくちゃになった、水はけが

悪いは、かなり芝が穴がほげて使えなかったとかということが今まであったわけです。今後そういうふうなことのないように、計画がある中でしっかりと貸していく。維持管理もその中でしっかりやっていくということで、初めてあそこのコートがいいコートなんだということで、町内、町外からいい評価をもらえるのではないかなというふうに思うわけです。その点について特に芝公園の管理のやり方、それと遊具等の早急な対応というところについてお聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 先ほど言いましたように、遊具については当初予算をいただいておりますので、今プロポーザルといいますが、メーカーのほうに提案書と見積書を15日までに町のほうに提出するように通知しております。その15日を閉めて、それから私を含めて委員会、委員会まではないですけど、担当関係課と協議をして遊具を決めて決定をして発注をし、先ほど言いましたように、夏休みまで、7月20日1カ月ぐらい見ておく必要があるんじゃないかなと思って夏休みまでと言ったんですけど、段取りとしてはそのような状況になっております。

あとフットサル場ですけど、これは今行橋の専門業者に一部委託しておりまして、先月穴を掘って砂を入れてという形で今養生期間をしております。8月を越して秋ぐらいに、先日町長と話したんですけど、やはり町内の児童を主体に利用をする形にしたいなと思っております。秋にはそのイベントを生涯学習課が担当になりますけど、開きたいなと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 先日、芝公園というか、芝生を見たら、まだ端のほうが黄色いというか、完全な真緑の状態でもなく、今使うというとちょっと怖いなという状況はあると思います。秋ぐらいにはということなんでしょう。それ以降については私もいいんではないかと思うんですが、よその芝生で例えばフットサルないしサッカーをやる、いろんな公園等の管理があるんですが、例えばサッカーの試合を一度やったら例えば1週間とか2週間休ませるとかですね、その芝生の状況を見て2週間ほど貸し出しを禁止するとか、いろんなやり方があるわけです。特にこの芝の管理等費用のかかるというか、ちゃんとすれば当然その費用もある程度抑えられるんですけど、一たんだめになってしまうと全部やりかえてしまわないといけないとか、いろんな面が出てきますんで、常日ごろの管理を徹底してしっかりやるべきだろうと思えますんで、現状、私も今の4月以降、アグリパークの状況は私もいい状況、悪い状況にはなっていないというふうに感じてますんで、これをしっかりと維持をしていただいて、町内、町外の皆さんが憩いのできる場として、しっかりと管理をしていただきたいなというふうに思います。今回直接管理ということになってますんで、直接町の責任というのは今まで以上に大きくなりましたんで、よろしく願いをいたします。

続きまして、しいだサンコーと東九州コミュニティー放送についてということで質問出させてもらってます。今のアグリパークの関連で、まず最初にお聞きしたいというふうに思います。

しいだサンコーの管理でアグリパークの管理がしっかりいってなかったということで今言われてました。そのしっかりできてなかったしいだサンコーのアグリパークを直接した。だから同じようにしいだサンコーの管理しているコマーレ等がしっかり管理ができていのかどうなのか。ピラ・パラディ自体の管理がしっかりできていのかどうなのか。アグリパークと同じように管理が行き届いてないんじゃないかというおそれはありますんで、その点についてお聞きしたいのと、今現状どのようになっているのか、今後どういうふうな方針でやっていくのかを、まず、しいだサンコーの部分だけです、お聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) アグリパークは先ほど副町長のほうから落第点と。サンコーのほうはある程度及第やっていいんじゃないかなと思いますけどですね。それと、ピラ・パラの管理がございます。これもいまいちちょっと宿泊客がもうほとんどないというふうな状況で、これを再構築を僕は早くせよということで、株主としてサンコーのほうに申し述べておる。とにかく何かやらないと今のままじゃだめだよということで、セラピー教室ということで、いわゆる健康を山に求めるというふうな教室開かんかと言ってるけど、なかなかいかない。もうずっと前から言ってるんですね、僕は、その実行がないというふうなことで、とにかく何か取っかかれということで言っております。そういう形の中でコマーレの管理は及第点というふうなことで。

それと、サンコーの農業公園から外した理由はもう一つございます。いわゆるあそこの現業職員が液肥と両方一緒に使えるという形になって、片一方が閑散なときには農業公園の管理も一緒に一斉にできると。そして、液肥が忙しいときは、今までは別々の雇用でございましたけれども、これを一斉にやるというふうなことで、液肥の配布が忙しいときは皆さんで協力してやってもらうと。そういう一つの考え方ができて産業課所管になっておりますんで、そこんところが可能になったというふうなことでございますし、サンコーのコマーレについてはそういう状況でございます。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 大株主なんです。すごい楽観的な考え方だなというふうに今ちょっと思ってるところです。現状、アグリパークの一つの公園の管理がしっかりできていなかった会社が、ほかのとはちゃんとできているか。ピラ・パラディもこういうことをやれと言ってるけどできていない、できていない。現実がですね。だから、そのしいだサンコー自体がどうだったのかという、すごい疑問になってくるわけです。だからコマーレの管理といっても、コマーレ自体の運営というのが見えてきてないから、現実的に問題がなかったからいいということだけだろうと思う。イベント等どれだけやってきたのか。文化、芸術の発信がこの町内にどんだけできたのかという観点からいけば、その及第点やれるような点数なのかというふうに私は感じてるわけ。

先日、副町長がそこの社長になられた。これは今までがしっかりできていなかった。コマーレの管理も含めて、芸術、文化の発信の地として、中心の地として、やはりできていなかったということもあって、しいだサンコーの社長になってやろうかということではないんですかね。そのために私は副町長がしいだサンコーの社長になったというふうに思ってるんですが、何のためにしいだサンコーの社長になられたんですか、副町長。

その点と、今後、今の現状でコマーレの運営をやっていくつもりなのか、ピラ・パラディの運営をやっていくつもりなのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 御指摘のことは十分、いわゆる自主事業ですね、これをもうちょっと充実した形で、コマーレの管理自体は私は及第点というふうに言ってますけれども、あと自主事業で少し足りんかなと。武道議員と同じです。というので去年は中国の雑技団とか観客が少なかったんですね。もう本当に単価にしたら高いものになってるということで、こんなこっちゃいかんと。もうちょっと文化的なものにせよということは僕から指摘しております。

ことは既に計画をして、これが盆になりますけれども、名前何やったかな、米村でんじろうの弟子ということで杉木ゆう先生という、サイエンスショーやっていこうかということで、これは8月11日、もう盆前でございすけど、夏休みになってからというふうなことで、こういうのを子供たちにやっていこうと。

それから、9月23日には、これは今フリーアナウンサー、ホリプロのアナウンサーでございすけども、田添菜穂子さんという方呼んで、9月22日には新聞であったと思いますけれども、これはコマーレの事業ではございせんけれども、薪能を本庄の大楠で講演しよう。この司会に田添さん、これ上築城の出身の方でございすけれども、招聘して次の日にコマーレで講演会開こうと。

それから、11月3日の文化の日、これには今大相撲の本当に有名な方で杉山邦博さん、小倉高校出身で皆さんもよく知ってる、いわゆるアナウンサーを招聘しながらということで文化面を強調していこうというふうなことで。

それと、きょうちょっと打ち合わせが済みましたけれども、地元出身のヤクルトの安田選手、けさ僕会ったんですよ。役場に来ていただいて、それで1月13日の日曜日に安田選手の講演会をしていこうと。こういうふうな形で今後文化面にもうちょっと力入れていこうというふうなことで計画をしておるところでございす。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 副町長にコマーレというか、しいだサンコーの社長として答えていただければなという。日ごろ町長は何ちゅうか、第三セクターというか、しいだサンコーにしる、FMにしる、メタセの杜にしる、自分の直接の管理じゃないからって言って答えないのに、今こういうときは細かく、何かえらいされてましたけど。そこまで意欲があるんなら、日ごろいろんなところから質問されたり、いろんな人から意見があったときには、直接自分が先頭になってやりますよって言えばいいんですよ。格好のいいときだけは言うて、都合悪うなったら、いや自分とこのあれじゃないからって、一株主ですからって逃げる。そうやないで、常日ごろから今みたいに先頭になってやって、何ぼ第三セクターっていても大株主だし、形上の第三セクターでしょ。結果的に今回もそうやけど、アグリパークの管理がちゃんとできてなかったといえば直轄にする。今回コマーレにしる、今やってる、副町長が入って直接やろうとってやってる。それも町長も一緒になってやってるわ

けやないですか。だけ日ごろからそうやって先頭になって、それでほかの人からとかいるんな人から聞かれても、ちゃんと答えるべきです。みんなで一緒になって盛り上げていくというやり方をするべきだろうと思うんです。

今、もう副町長から社長として答えていただこうと思いましたが、町長が細かく答えていただきましたので、コマーレの文化の発信の基礎というか、いい方向になっていくというふうには私は思ってることです。期待をすと言ったほうがいいかもしれません。

やはり問題点は、ピラ・パラディだろうと思うんです。これも何ちゅうか、直轄でやって、今後直轄でやっていくのか。それともしいだサンコーとして今までのやり方で改革をしていながらやっていくつもりなのか。その点について副町長が社長でありますので、副町長に回答をお願いをしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) しいだサンコー、アグリパークと文化会館コマーレとピラ・パラ、3カ所ございます。アグリはもう直営にしました。あとコマーレとピラ・パラですけど、これについて全部直営という意見もございましたけど、ピラ・パラとコマーレは指定管理を5年ということじゃなくて2年に縮めて先般の議会で契約いただきました。やはり2年の間に何らかの方向をとらないことには、その先指定管理をするしないというのはその時点で判断して、もう直轄にしたほうがいいのかという気はします。ただ、先ほど町長が言いましたように、昨年度のコマーレの事業を見ますと、京劇、座長芝居、もう一つ落語等で成果が上がったという興行はございません。そういうことでなくて、いろんな人に町民に来ていただくような事業をしたい。そして、ピラ・パラも一人でも多く泊まっていただけのような形で、今から取締役が8名いますんで、その方の意見を聞いていきたいなと思っております。後で出ますけど、FMを昨年度取締役会、月1回12回をしました。そして、メタセも8回、皆さんの意見を聞いてアイデアを出していただいて、前向きにしいだサンコーもやっていきたいなと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 特にコマーレ、ピラ・パラディと費用のかかるところです。しっかり管理をしていただきたいのと、町長もしっかりと方針を出して、今副町長言ったように直営にするのかどうするのかも含めて、ここが正念場というか、この一、二年が正念場ではないかなというふうに思いますんで、その点について十分頑張っていていただきたいというふうに思います。

それとFM、東九州コミュニティー放送株式会社の件です。昨年この議場でも町長にお話したように、取締役がぞろっとやめてしまった。その改革を含めて現状どのようになっているのか。現時点、FM自体の方向性というか、経営も含めて方向性がどうなっているのか、将来展望も含めて説明をお願いをしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) FM放送は非常に四苦八苦の経営状況でございます。しかし、昨年1年、社長がかわったり、かわってまたものさやに戻ったということで、ちょっと非常にやっぱりまずい場面がございます。

そこで、株主要求ということで副町長を株主の一員に加え、そして役場OBを2名送り込みました。そして、監査も役場がするというふうなことで、経理面が非常にちょっとずさんなところがあったというようなことで、経理もぴしゃっと締めれということで経理を締めて、今年度の決算は単年度では黒字という形になるうかと、ちょうど今度19日に総会がございますけど、多分黒字という話を私のほうには報告を受けておりますし、そういう形の中で少しずつ積み立てやりながら、地域のいわゆるコミュニティ放送という形の中で位置づけ、そして御存じのように自衛隊のほうも非常に協力していただきながら、スクランブル放送ということで今まで30分だったのを1時間、これも全国放送になったというふうなことで、やっぱり全国的に築上町の放送が流れるということで好ましい方向ではないかなと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) FMの場合はいろんな問題があって、取締役の中に副町長を入れてということで、副町長がメタセとしいだサンコーとFMとかなり忙しい状況にはなってますが、やはりある程度問題があれば、そうやって送り込んでいってでも、大株主として送り込んでいって体制をしっかりとっていく、問題点があれば解決していくという方向を今後も続けていっていただきたいし、ずっと長年副町長が全部兼務するというのもどうなのかというふうな感じもしてますが、問題解決するまで副町長にも全力で頑張っていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、河川の雑木についてをお聞きしたいと思います。

現状、河川の中に、城井川、築城の上のほうからいけば城井川が1本上がります。岩丸川、小原川と、その河川の、上のほうはある程度管理をされてる部分もあったり、特に城井川の中でもいいところ悪いところいろいろとあるわけなんですけど、雑木の幹だけでも20センチ以上を超えるような雑木があったり、椎田小学校で湊と椎田の間の小原川になると思うんですが、小園川というか、その中にも雑木が生えている。防災上、その雑木がやはり河川のはらん等を招く可能性もあるわけなんですけど、その点に対しての対応、町としての対応をどのように考えているのかと、実際何か対策を打たれているのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には河川の管理は土木事務所でございますけれども、住民の要望をまとめて土木事務所のほうにずっと要望はしてきております。少しずつではございますけれども、築城のほう上のほう、去年は香楽のところきれい整地されて、その前の年はちょうど松丸のところ、池のいわゆる河川堤の外に池をつくって、潤いのある流れにするというふうなことで池をつくる。そのあたりも非常にきれいにさせていただいておりますが、まだまだたくさん河川の中に木が生えております。木とか、それからヨシが生えておりますので、逐次、県もなかなか予算もらえないというふうなことで困っておるというふうな話もするんですが、で

きるだけ早くやってください、皆さんの要望強いですよというふうなことで、今申されました大きな木だけでもすぐに切ってもらおうような、また話も土木事務所のほうに進めてまいろうと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 完全に河川の中を整地していく、整備していくとなれば、これは私も土木事務所に何度か行きました。上のほうからやっていきたいと、徐々にやっていくんで、予算は一遍につかないから、徐々に徐々にやっていくんで待っていただきたいというふうな話がありました。ただ、大きい木に関しては早い段階で対応しないと、それこそ河川のはんらん等で災害が起きてからじゃ遅い。例えばヨシがちょっと多くなったねとか、草がちょっと多いねとかいう部分はおくれても、大きな木に関しては早い対応をしていっていただかないといけないんじゃないかというふうに思いますんで、雑木等大きい木に関して早急に調査をしていただいて、県のほうと協議をして、大きい木だけでも早急に切る対策を打っていただきたいんですが、その点について回答をお願いをしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 建設課長。

建設課長(平尾 達弥君) 建設課、平尾です。河川内の雑木については、何年か前に切ったところとかはありますけど、それにつきましても成長が早く、普通県道なりを走っておって、あそこここと目につくようなところがふえてまいりました。それについては全部が全部というわけにはいきませんが、特に木の大きいところ、それで河川が湾曲して増水時にはちょっと危険を伴うようなところを築上町建設課なりに調べて、必要があれば土木の方も一緒に見ていただきたいと、このように思っております。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 調査をして早い対応で、とりあえず木を切るだけでも災害を防げる可能性もありますんで、そういうような水がはんらんしないように、河川がはんらんしないように早い対応をお願いをしたい。県の土木事務所のほうにも早急な協議をしていただきたいというふうに思いますんで、よろしく願いをいたします。

最後の質問に入ります。

教育委員会の方針についてということで、先日、議会の冒頭で教育長から方針、考え方をお話をしていただきました。再度、お手数ですが、議会のこの一般質問の中で考え方、方針をお話をしていただければというふうに思いますんで、よろしく願いいたします。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) 教育長の進です。よろしく申し上げます。今ありましたように、議会の初めのあいさつにも触れましたように、ただ、築上町の教育長ですので、築上町の子供たちを心身ともにたくましく生きていく力を育てるというのが私は基本的な大きなねらいだと考えております。たくましく生きていく力を育てるためには3つの力、育成が必要だと思っております。

1点目は、確かな学力の育成と。つまり学力の向上を図るということは、教育では一番第一課題だと思って

ます。

2番目は、豊かな心の育成。つまり自他ともに大切に思いやりのある心をお子たちに育てたいというのが大きな育成の2点目です。

3点目は、今の子どもたちは体格はよいけども体力が欠けてるということもありまして、健やかな体の育成ということで、たくましく生きる力の健康や体力を向上させるということが。

このようにこの3点の育成を図る。つまり知・徳・体のバランスのとれた力を育成することが私の務めだと感じておりますので。

簡単に、以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 前教育長ないし前教育委員会、今回の教育長さんなり、教育委員会の方針というのは、基本的には一緒だろうというふうに思っております。今までもやられたことをまず継承、継続していくということが基本になると思うんですが、先日の教育長の冒頭のあいさつの中に、家庭や地域との交流というか、しっかりと連携をとって子どもたちを育てていく。今の3つの基本的な考え方をしっかりしていくというか、方向を出すためには、活力のある、また信頼される学校づくりを目指していきながら、家庭や地域と協力してしっかりと子どもたちを育てていくというのが基本的な考え方だと。

もう一つは、築上町を誇りに思い、築上町を愛する子どもたちをつくりたいというか、子どもたちに成長していただきたい。自己愛、家族愛、地球愛、友人愛ですか、学校愛等きずなを深めていきながら、子どもたちを愛情豊かな子どもたちに育てていきたいということも先日言われてたわけなんですけど、築上町を誇りに思う、築上町を愛すると。

私も約10年ほど前に観光協会の関係の仕事をさせてもらいながら、観光事業、観光の行政を行うためには、その地域の人たちが町を愛する、地域を愛するというのが必要だと。特に子どもたちがそういうふうな意識を持って大人になったときに、この町を守っていく、この町をつくっていく、そういうふうな人間をつくるために教育もしっかりしていかないといけないという話を視察先とかに行ってもよく話を聞いたし、その中でそういうふうな話を今までもしてきたつもりではあります。

そういうふうな方法も教育長もやっていきたいということなんで、ここで具体策として、築上町を誇りに思う、築上町を愛する子どもたちをつくるために、今から教育現場でどのようなことをやっていきたいのか、どのようなことをやっていく計画を持たれてるのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) ではお答えします。

最初の3つの要素の中から出てきますので、そっから触れたいと思います。3つの要素、学力の件からですね。学力を高めるには教師の指導力と地域の教育、家庭の教育力が必要です。簡単に言えばですね。次、豊かな心も、ここもやっぱり学校の教育と家庭や地域の教育力というのが非常に大切です。つまり人間関係

を含めて、今のこれは築上町だけではないですけども、人間関係が希薄になっていって社会的なモラルが欠けてるということあります。そういうとこの人間的な温かさ、人間関係が少ない、若干薄くなってるというのが、それは事実だと思いました。私は昭和23年生まれですけども、若干小さな学校に行きますと、だんだん同級生などが卒業しても、一度出て行っても最後帰ってこないで地元では家が空き家になってると。非常に残念に思ってます。もしそこに過疎化なったところに、おじいちゃん、おばあちゃんがおって、お子さんがいるけども家に帰ってこないで老人ホームとか施設に入ってる。そういうとこでやっぱり一番欠けてるのは温もりのある教育ですかね、温かみのある教育というのが、一番人間として生きていく上において一番大切じゃないかということで。そこら辺やっぱり地域愛ですかね、家族愛ですかね、そういうとこを強調したかったんです。もちろん先ほど話もありましたように、日中交流なんて、国際色豊かな子供を育てるということはこれも当然大切です。アジアを含めてですね。やっぱり日本のよさを理解するためには社会的な視野を持つということとはとても大切ですけども、一番人間として大切なのは人間関係ですかね。そういう思いの心。

そのためには学校の中で道徳教育。道徳教育を中心に進めていくことが一つです。例えば学校の道徳教育の中で責任ある行動をとれるようにするとか、規範意識の育成で社会のルールを守るとかですね、そういうところ。それと好ましい人間関係づくりって先ほど触れましたように、今盛んに出てるのは集団宿泊活動とかですね、通学合宿もそうです、職場体験活動もそうです。そのようにボランティア活動などを通して地域と結びつきを強めることによって地域を愛する子供になるだろうし、家庭を愛する子供になると思いますので、そういうときに協力することの大切さ、助け合うことの大切さ、そういうところで異年齢との関係ですかね、同年代だけでなく。そういうとこに人間関係含めてそういう人間関係づくりというのは非常に大切だと思ってます。そういうとこを大切にしていこうと思ってます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 今まで日中友好や給食で地元の地産地消というか、完全米飯給食でやられてやってきた。ただ、今から教育委員会で教育関係の方向性も一つの岐路に立たれてるんじゃないかなというふうに私は思ってるのかなんです。

これはなぜかと言うと、まず一つは、学校の生徒数が減ってきている。子供の数が減ってきている。それと、地域との交流が減ってきている。学校の今後の教育のあり方というのがどうなのかという、いろんなとこで今論議をされてる問題だろうと思うんです。これが一つの大きな岐路に今築上町も来ているんじゃないか。特に今後、教育委員会に寄せられる期待というか、問題点も大きいものが私はあると思うんです。

まず一つは、この犯罪が多い中、地域との交流を持つためには開かれた学校づくりをしないといけない。開かれた学校づくりをやるためには、いろんな人たちが出入りしていく。その中に防犯といういろんな犯罪等の問題点がある。それをどう食いとめながら開かれた学校づくり、地域との交流づくりをやっていくのか、その中で子供たちに地域の大切さ、町の大切さをどう教えていくのかというのが今からの一番大きな開かれた

学校づくりという中で防犯の点が問題になってくるというか、今からの一番大きな課題ではないかと。築上町も子供の命を守りますということで掲げている以上、子供たちの命を守るためにどのような体制をとるのが。ただ、守って箱の中に入れてしまうというわけにも当然これはいかないわけなんで、その点について今後しっかりとした形で論議をしていきながら対応をしていっていただきたいというふうに思います。

それと、学力の面ですが、やはり授業でしっかりと勉強してもらおうというか、その体制をつくって勉強してその中で育っていくと。塾とかそういうところにたくさん人が行って、そういうところで勉強して成績が上がりましたというのは、学校の力でもないし、地域の力、町の力ということにはならないと思うんです。そういうところが主体となってくると、必然的に町を愛する気持ちというのもなくなっていこうと。学校の中で地域の中でしっかり学力をつけていただく。それが地域の中で育てられる、町を愛する子供たちをつくるというか、育てるということになっていくんだろうと思うんですが、その教育を今現時点はなかなか先生たちと地域の人たちとの交流というのちょっと少ないと思います。先生たちが地域の中でどのような交流を持っていくのか。先ほど言ったように、開かれた学校づくりを今後どのような形で子供たちを守りながら開かれた学校づくりをやっていくのかを、考え方があれば教えていただきたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) ほとんど議員さんと基本的には私はほとんど同じ考えだと思ってます。先ほどから家庭や地域との連携というのは、結局、学校教育だけじゃなくて、子供たちが本当に心身ともにたくましい子に育っていくためには、家庭の教育力とか地域の教育力が必要であると。必要であるということは、やっぱり開かれた学校をしていかないといけないということです。安全対策とはまた若干別個やないかと思います。もちろん安全面では学校は安心安全な学校づくりをしていくことは当然だと思っています。そのために例えば子供たちが今第1回目の校長会行ったときも強くお願いしたんですけども、ちょっとした交通事故がありました。ということで安全マップでつくって危険個所をもう一度チェックして、通学路をチェックしながら指導力の万全を期すようには強くお願いしました。学校というのは、安心安全な学校づくりということが一番第一基本ですから。それと同じように、開かれた学校づくりというのが、これからは地域との触れ合い活動、触れ合い体験活動を通して人間づくりをしていくということが一番大きな目標ですので、開かれた学校づくりなり、地域や家庭が学校に入ってくる、一緒に考えて学校をつくっていくということは当然だと思っています。これは大切にしていきたいと思っています。

学力の件も出てますけども、基本的には教師の指導力を高めることは大事だと思っています。教師がとにかく指導方法を工夫、改善しながら、例えばわかる授業づくりに努めるように研究発表したり、授業研究したり、いろいろ研修を通して思考力や判断力や表現力など培うことによって学力が高まると思いますので、もちろん家庭の学習環境もあります。でもやっぱり教師がまず一番に学力を高めるように努力しないと、本分を忘れてると思いますので、そこは十分力入れていきたいと思っています。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 基本的には考え方が当然一緒だろうし、これ以外のプラスアルファがあればあれですけど、ベストな考え方に近いんじゃないかというふうに思うんです。

結果的には、今私と教育長で今お話ししたのは、理論での話、言葉での話です。これを現実的にやっていく先生たちの負担というのはすごいんです。だから現場におられる先生たちの負担とかそういうことを考えながら、いかに先生たちが伸び伸びと先生たちに負担が少なく、いい環境づくりをするのかが、教育長ないし教育委員会の私は役割ではないかなというふうに思います。今言うこの理論がしっかりと教育の中で反映し、しっかりした子供たちが育てられるように、先生たちのバックアップ、また学校教育現場の環境づくりに全力を尽くしていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

.....

議長(田村 兼光君) ちょうど切りがつかまりましたので、ここで一たん休憩します。再開は3時から。

午後2時50分休憩

.....

午後3時00分再開

議長(田村 兼光君) では、会議を再開します。

次に、6番目に、10番、西畑イツミ議員。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 通告に基づきまして質問いたします。

1番の保育制度についてですが、社会保障と税の一体改革に子ども・子育て新システムが含まれております。これは公的保育制度を解体するものと言われております。幼保一体化のはずが、幼稚園はそのまま残れる仕組みになるとか。子ども・子育て新システムに変わったら、現行の制度はどう変わるのかについて質問いたします。

保育料はどうなるのか。今通っている保育園、保育所にそのまま入所できるのか。自治体が認定証を発行し、その認定証を持って入園、入所の手続きをされると言われておりますが、詳しい内容がわかれば教えてください。

そのほかに現行制度と大きく変わるものがあるのかを一緒にお尋ねいたしますので、お答えください。

議長(田村 兼光君) 高橋福祉課長。

福祉課長(高橋 美輝君) 福祉課、高橋です。先ほどの御質問の件でございますが、子ども・子育て新システムの施行後の保育制度についてでございますけれども、現在、子ども・子育て関連3法案として国会に提出されているところでございます。同時に審議されている社会保障と税一体改革における消費税の増税分が主な財源となっておりますので、新システムの概要は示されておりますけれども、現時点では具体的な内容はまだ示されておられません。

子ども・子育て新システム施行後の保育所ですけれども、本格施行の一定期間後、例えば公立の場合は10年間、それから私立の場合は3年間の期間内とされており、一定期間後に、すべて保育所と幼稚園の機能を合わせた総合子ども園に移行することとされています。

また、利用手続についてですけれども、町は客観的基準に基づき利用者の保育の必要量や利用内容を認定いたします。

入園の契約につきましては、認定を受けた子供と受けない子供のいずれについても町が関与いたしますので、保護者がみずから施設を選択し、施設と契約する公的契約とし、正当な理由がある場合を除き、施設には応諾する義務が課せられておることとございます。

待機児童がない築上町におきましては、現在も保護者が自分で施設を選択して希望する保育園に申し込みを行っていますので、新システムに移行しましても、その点につきましては大きな変化はないものと考えております。

それから、新しくなった場合の保育料でございますが、新たな制度では市町村が所得に応じた利用者負担を全国的な基準を踏まえて定めることが基本となっております。具体的な基準はまだ決まっておりませんが、現在の基準を基本といたしまして、今後詳細を検討することとなっております。

現行制度と大きく変わる点につきましては、先ほど述べさせていただきましたように、総合子ども園に移行すること、それから入園契約、例えば申請でございますけれども、保育料の納入先が町から園に変わるということとございます。詳細につきましては、今後審議される国から示されることになると思います。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) そうしますと、現在保育料は公立私立を問わずに一緒ですが、親の所得に応じて軽減される応能負担が今されておりますが、新システムになっても現在の軽減策は残るということでしょうか。

議長(田村 兼光君) 高橋福祉課長。

福祉課長(高橋 美輝君) 現在の応能負担を基本として定められております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 利用料の払えない可能性のある子供を受け入れることは難しい。利用料が園の経営を左右する仕組みだからという園長先生もいますが、私が一番心配しているのは、障害を持っている子供や子育てへの援助が必要な家庭ほど園に入りにくくなるのではないかと思います。この場合、町としてどのような手だてをするのか、町長の考えをお尋ねいたします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) まだそこまでの検討はしておりませんが、極力受け入れるような形でそれぞれの子ども園との協議に入っていこうかと思います。その場合は町からの若干のいわゆる保育料が授業料かわかり

ませんが、出すような形になるんじゃないだろうか。その詳細はまだ国が決まってからやないとわかりません。  
議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 詳細なことは国が決めないとわからないと言われておりますが、現在、保護者の方は保育料が無認可のように5万を超えるのじゃないだろうかとか、自分が今行ってる保育園から出されるのではないだろうかという心配をしております。詳細がわからなければ答えようがないんでしょうが、この新システムの制度は、介護保険の二の舞になるのではないかと、親の自己責任となり、事故が起きても泣き寝入りになるのではないかなど多くの疑問の声が保護者から上がっております。

また、企業が参入し、もうけ本位の保育で子供の命を守れないと、子供を保育園で亡くした方たちからの訴えもあります。制度の内容がはっきりしていないことが多くありますが、子供を守る最低基準、児童福祉法第24条にうたわれております施策を公的保障するように町長は努力すべきと思いますが、その点はいかがでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) いろんな形のもが出てきてから築上町ではどうするというのは考えていかなきゃいかんし、いろんなまだ検討する項目があると思うんですね。だから、町長はどうかと今言われてもちょっと答えようがないし、基本的には今の保育の延長という形は私は国に求めてまいりたいし、また、そうあるべきだと考えておりますし、例えば障害児の皆さんであれば、その分は国に応分の負担をしてもらって、町もその応分の負担するという形にならなきゃ、だれもやっぱりハンデを持つ皆さんのこども園への入所は、普通の授業料だけじゃちょっと選別されるんじゃないかなと思いますけど、それをしないようにということで国からの指導は多分出てくるというふうに考えておりますし、またそれに対する支援措置、これも多分出てくると。これはもう推測にしかありません、まだ今のところはですね。だからそういうものを配慮した形のこども園という形のを我々も要求していこうとは思っております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 厚労省の小宮山厚生労働大臣ですか、そちらは自治体が条例をつくってやるのでって言って、もう自治体に丸投げなんですよ。だから、国の方針がはっきり決まらないからとか言わないで、やはり今から検討していかないと、もしこれが21日までに通れば大変なことに。もちろん3年後ですから準備期間があると言われるかもわかりませんが、徹底的に保護者に周知徹底させないといけないんで、やはり早くから取りかかっていたきたいと思います。

課長にお尋ねしますが、ゼロ歳から2歳までの3歳未満児の受け入れは、この新システムになったらどのようになるのでしょうか。

議長(田村 兼光君) 高橋福祉課長。

福祉課長(高橋 美輝君) ゼロ歳児から2歳児におきましても、今までと同じ状況で築上町の場合は対応できる形になります。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) この件についても本当に仕事をしたい人はゼロ歳から2歳児の保護者なんですよね。その方たちが今までどおりに預かっていただけるということになれば、安心して働くことができると思います。また、今まで仕事を持ってないと保育園に入所できませんでしたが、この新システムになれば働いていなくても入所できるようになって今盛んに国は宣伝しております。でも、中身はその働いてる時間しか保育園や保育所などのこの総合こども園にしか行けないという矛盾点もありますので、もしそのようなことがないように築上町は努力していただきたいと思います。町長は今のと何もわからないからと言われましたが、そのことも頭の中に入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 何回も言いますが、法が決まる前に議論という形もどうだろうか。法が決まって後、厚生労働省の施行令とか施行規則とかいろいろ出てまいります。その中で検討していかなければ、あれはどうなるのかという形じゃ我々まだ答弁できんし、一応法が通って厚労省の方針がちゃんと決まった後で我々も質問してまいらなきゃならないし、西畑議員もいろんな制度的なものをごらんになって、そこで質問していただいたほうがいいのではなからうかなと思いますけれど。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) はっきりした形が出た段階でもう一度質問いたします。この項の質問はこれで終わります。

次に、2番目の河川整備状況については、武道議員の質問に対してお答えしておりますので、ここでは質問いたしません。河川整備計画は県が行うということですので、町の河川は上ノ河内川と小園川にあと若干しかありませんので、そのことについては質問いたしません。(発言する者あり)上ノ河内も県、あっそう。済いません、私の認識不足でした。済いません。

次に、3番目の磁気ループの活用について質問いたします。

今コミュニティセンターが新設されておりますが、ここに集団補聴設備の設置はできないかについて質問いたします。

磁気ループって何のことかと皆さん思われてると思いますが、これは補聴器に直接音を届ける仕組みが、ヒアリングループ 磁気ループって言います。集まりや街頭など雑音の多い場所でも、マイクを通した音、補聴器ではっきりと聞き取れる装置です。きょうみたいに冷房の音がうるさい場合でも大変よく聞こえるという装置でございます。これは天井に張ったり、この場合天井余り高過ぎるとちょっと無理だそうですが、床に張ったり、壁に張ったりとかするといひそうです。また、臨時的に会議室や野外の一部にループエリアを設けることもできます。

長野県の飯山市で戸外の映画祭のときに、観客席の一部にループエリアを設けて受信機で健聴者、耳が

聞こえにくい方じゃなくて普通の方にも聞いてもらったら大変好評だったとのこと。音響施設にどう入れるかがありますが、常設の場合でも100万から200万円ぐらいでできるとのことですので、今建設中のコミュニティセンターに設置ができないのかをお尋ねいたします。

議長(田村 兼光君) 企画振興課、渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。議員さん今御指摘の磁気ループでございますが、正直私もこの磁気ループというのをよく存じませんでした。そして今回少し勉強させていただきましたけれど、補聴器を補完する機器ということで、主に公共施設で今普及段階、普及途中というふうに感じております。

形態にいたしましても常設型から移動型、いろんな形態があるようでございまして、御指摘のようなコミュニティセンターに設置する場合はどれくらいかかるかと、そういったことも含めてちょっと先進事例を研究した上でもう少し勉強させていただければというふうに思っております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) そうしますと今度の補正予算にも上がっておりますが、東八田学習等供用施設のバリアフリー化の改修が上がっておりますが、そこには設置するっていうことは困難なんでしょうか。

議長(田村 兼光君) 生涯学習課、田原課長。

生涯学習課長(田原 泰之君) 検討したいと思います。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 検討するということですが、取り入れるということであれば、検討するということとは大体しないということになるんだそうです。聞こえのバリアフリー化を目指して、健聴者も耳の不自由な方も同じようにいろんな会議の内容が知れるようにぜひ設置していただきたいと思います。設置の方向を先進事例を見て検討するということですので、この近くでは北九州市役所がしておりますので、ぜひ行って体験していただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。ごめんなさい、濟いません、学力テストを忘れておりました。もうあんまり何かしないようなこと言うもんだから、つい忘れておりました。

4番目の全国学力テストについてお尋ねいたします。

結果と対策についてですが、今年度も4月に実施されました全国学力テストに築上町も参加しております。今年度は理科が加わっておりますが、そのテストの結果はどうだったのか。その結果を受けて、どのような対策を講じるつもりであるのかをお尋ねいたします。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) 教育長です。先ほど注意を受けましたので、今度はゆっくり丁寧にお答えしたいと思います。

昨年度までの全国調査では、小中学校とも国語、算数、国語、数学を中心に成績のほうは学力は高まっております。この4月の理科、社会も幾分学力は若干高まっております。よって今までの学力向上推進の取り

組みの成果が出ていると言っても過言ではないかと思えます。

でも、全く課題がないわけではないんです。例えば課題といえば、1点目が、学年によって若干差があるというのはあります。2点目は、やっぱり個人々人によって勉強のできる子とできない子の差が若干出てきてるといのは課題といえば課題です。

そして、その対策ですけども、大きく先ほども触れましたように大きく2つあります。

まず一つは、学校での教育ということです。教師の指導力をより一層高めるようにしていくということで、例えば授業研究をしたり、全体で研修会をしたり、発表会をしたり、そのように研修を積むことによって教師の指導力を上げると、わかる授業づくりに努めると、そのことによって学力をより一層高めていくというのが大きな対策の一つです。

2つ目は、家庭での教育です。基本的な生活習慣で若干まだ家庭環境の厳しい子供もいますし、家庭環境をしっかりつけ、基本的な生活習慣を身につけさせて家庭での学習環境を整えること、そうすることによって家庭学習の定着を図ることができると。家庭学習の定着を図れば学習環境整ってきますので、規則正しい生活を家庭でもしますので、そのことによって学力は高まってきます。その2点を中心に学力が高まると思っています。

さらにもう一つは、これ二、三年前から取り組んでいることですけども、今3つのリーフレットを教育委員会がつくっております。1つ目のリーフレットは、学力を高めるためには町の学力向上推進プランというのを一つつくっております。家庭用、地域用として子育て10カ条というのと、家庭学習の手引きというのをリーフレットでつくっております。そのことをその3つの学校や地域、家庭でその3つのリーフレットを利用することによって、学校だけでなく家庭、地域も理解して協力を得るようにしております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 学校での先生たちの力を高めるということと、それから家庭での教育に力を入れるということで今言われましたが、この10カ条のリーフレットを配っておりますが、それに対して何かよくなった点とかそういうのがございますか。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) よくなった点は学力が高まったということで、やっぱり家庭における協力が前よりはできたから年々高まっていったということから、よくなってきているんじゃないかと思っております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 10カ条を守ったら学力が上がるということについてはちょっと疑問を思いますが、新しく教育長になられた進教育長はそのように感じているのであれば、ぜひ現場の先生たちにこの10カ条をよく理解してもらって、子供たちに接していただけるよう、また家庭でもそのように実施するよういんな機会を設けて働きかけていただきたいと思えます。

しかし、この学力っていうのは、やはり発達に障害がある子供たちは、なかなか特別な手当をしなければ身についていきません。そこで特別な手当をするような方策というものがあれば教えてください。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) 私が一番大切にしている教育は、学力を高めると同時に心の教育です。心の教育ということは、一人一人の子供たちが生き生きとした学校生活を送れるようにするという事です。一人一人が生き生きとした生活を送るためには、障害のある子供含めて、中には勉強の苦手な子もいるでしょう。そういう子供も含めて生き生きするという事で、よって今築上町では、通常学級含めて特殊学級など非常に力を入れております。十分個々人に行き届かないところは町の負担もさしてもらって介護員などつけて、個々人に生かすような努力しております。それが私は教育の原点だと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) そしたら町長にお尋ねしますが、介護員を今つけてもらってると言われましたが、通級学級と言うんですか、特殊学級と言うんですか、ちょっと支援学級って言うんですかね、正式な名前ちょっと私はわかりません(「特別支援学級」と呼ぶ者あり)特別支援学級に介護員をつけてって言われましたが、この介護員はテストの結果ではふやさなくてもいいということですか。(発言する者あり)いや、町長に聞くけど、教育長、まずお願いします。

議長(田村 兼光君) 教育長。

教育長(進 俊郎君) 介護員というのはテストとは関係なく、例えば身の回りの、自分では障害があっても十分に身の回りの自分で事ができないとか、例えば食事とかトイレとか、そういうところで十分できないところに対して、町から負担をいただいて介護員をつけてもらっているというそういう意味です。直接は学力とかは関係はないですけども、そのような一人一人に応じた教育をしていくことが一番教育の原点だという、私はそれを申し上げてる。そういうことが結局先ほど言ったように、人間関係づくりじゃないですけども、この教育の原点だということにとらえております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) LDの子供たちにも介護員がついてるわけでしょうか。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) LDの子供とかADHDの子供がすべてがついてるというわけじゃないです。その子に応じて障害があっても身の回りができないということであればつく場合があります。具体的にちょっと言えば、ある障害のある子供は、特別支援学校のほうに本来は適してるんですけども、今保護者の意向でもって、今普通学校、町にある小学校に通ってると。そういう子供に対してやっぱり介護員つけないと十分なりその子が学校生活を生き生きとした生活を送れないということで介護員をつけてもらっている。そのようないるん

な事情があって、いただいているということで、いろんな町の教育のほうも、そういうとこで力を入れて助けてもらっております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) では、町長にお尋ねします。

このテストの結果において30人以上の学級を30人以下の学級にするとかというような、そういうお考えはございませんか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 僕が直接そういう形じゃなくて、学校からの要望で教育委員会にいろんな一応要望出てくると思います。その中で要望が出てくれば、他町村とかいろんなものを比較して、これは予算づけをするという形になるかと思えます。すべて今質問のような形にはならないと思えますけど、いわゆる要求に基づいて予算が欲しいという形になれば我々調査して予算づけはやると、こういう状況でございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 濟いませぬ、予算はどうつきますかちゅう聞かないといけぬのに、そういう質問なくて町長の答えることができなかつたと思えますが。

では、理科、学力テストで理科をしましたが、その理科備品についての学校側からの要望があれば、町長は予算づけをしていただけるんでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) むちゃくちゃな要望ちゅうのはつけませぬけど、絶対必要だとかそういう形になれば、これは当然他町村とかいろんな、そして町内の1校にあってほかんとこにないとか、そういう形になればそれは当然検討しながらつけていくべきではないかなと思っておりますし、ケース・バイ・ケースということで御理解いただきたいと思えます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) そしたら教育長にお尋ねしますが、現在、理科備品については十分足りているというふうに把握されておりますか。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) 十分足りているかどうかあれですけども、今の現状で大きな支障は来しておりませぬ。でも、これから国語、算数、数学と、理科というのも非常に力を入れていくところですので、内容によってはこれからそういうところに充実図るためには、きちっと私のほうからもお願いしていこうと思っております。今のところは大きな支障はありません。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 理科の備品については各学校からの要望が上がってきていると思いますが、なんせ9月しか品物が入らないことによって、1学期に不自由するとかというような例が過去にあったんですよ。現在はそういうあれは上がってきておりませんか。

議長(田村 兼光君) 進教育長。

教育長(進 俊郎君) 過去はあったかもわかりません。今はありません。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) わかりました。最後に、またこの全国学力テストがあれば参加するお考えでしょうか。

議長(田村 兼光君) 教育長。

教育長(進 俊郎君) もちろん子供たちのために力をつけるためには、参加ぜひしていきたいと思っています。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) その場合、町長、これはお金がかからない場合はいいんですが、お金がかかる場合は予算化されるお考えでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) いきなり聞かれてもね、学校、教育委員会からの要望があれば僕は必要と思えばつけます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 要望があれば予算をつけてくれるということですが、いろいろこの全国学力テストには問題点があってしておりますが、築上町は子供たちの確かな学力をつけるためには必要だということで今まで受けてきております。結果がいい方向に進んでいるのであれば反対する理由はありませんが、やはり勉強についていけない子供たちの対策というのは大事ですので、その点十分教育長さんは気をつけて当たっていただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

.....

議長(田村 兼光君) 予定では6人の質問を受ける予定でしたが、時間に余裕がありますので、7人目の議員の質問を受けることにします。

次に、7番目に、13番、田原宗憲議員。田原議員。

議員(13番 田原 宗憲君) 通告どおりに質問のほう行いたいと思います。

下水道整備について処理場施設の耐用年数と建設年度がわかれば教えてください。

議長(田村 兼光君) 古田下水道課長。

下水道課長(古田 和由君) 下水道課長の古田です。処理場の耐用年数につきましては、汚水処理施設

の効率的な整備の推進の観点からいきますと、3所共通でございますが、処理場土木建築物については50年から70年、処理場機械・電気設備については15年から30年間の間で定めております。

建設年度につきましては、椎田、西高塚処理区につきましては平成3年度、椎田浄化センターにつきましては15年度、16年度2カ年にまたがって建設しております。築城浄化センターは15年から17年の3カ年で建設しております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(13番 田原 宗憲君) そうすれば築城浄化センターは約7年、椎田北部浄化センターは8年、西高塚処理場に関しましては、21年の耐用年数が15年から35年とありますので、その期間内に当てはまるものと思われま。今後改修が必要やったと思いますので、西高塚処理場の件について質問をいたします。

今まで改修を行った経緯があるかないかと、もし未改修の場合であれば、今後改修箇所が見つければ改修していくのかをお聞きします。

議長(田村 兼光君) 古田下水道課長。

下水道課長(古田 和由君) 下水道課長、古田です。西高塚地区の処理場については、機械設備については常時故障等については修繕を行って今まで来ております。今後耐用年数を迎えるに当たりまして、処理場の機能等の調査を行いまして改修を考えていきたいと考えております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(13番 田原 宗憲君) そうすれば今段階では改修をしているということによろしいですね。そしたら、流入量の不明水とかはありますか、教えてください。

議長(田村 兼光君) 古田下水道課長。

下水道課長(古田 和由君) 下水道課、古田です。不明水につきましては、雨の状況等で水位が変わりますから、公共ます、管についても今後耐用年数、維持管理の中で調査をしながら、改修をしていく必要がある分については改修工事費を計上しながら維持管理を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(13番 田原 宗憲君) 晴れた日と雨の日の流入量の量が多分違うと思いますが、一応一つ調査箇所として、一点お教えしますので参考にしてください。

この西高塚地区処理場に関しましては、平成3年に建設されてます。この施設の分に関しましては、公共ますの管ですね、管がほかの施設のものは塩ビ管でできてると思われま。しかし、この西高塚処理場に関しましては、組み立て用のコンクリート製の公共ますが使われていると思われま。その継ぎ目から漏水して不明水になる可能性が大と思われま。調査していただき、悪いところが見つければ改修をしていただき

たいと思います。回答につきましては、とにかく先ほど改修すると言っていますのでよろしいです。

続きまして、下水道処理施設の景観についてお聞きします。

処理場の見た目の景観につきましては、築上町に今1つ建設中の処理場がありますので、4つの処理場に関してお聞きします。見た目などで結構でありますので、簡単にどういうふうに見えるかというのを教えてください。

議長(田村 兼光君) 古田下水道課長。

下水道課長(古田 和由君) 下水道課、古田です。椎田北部地区については、樹木等景観に配慮した調和のとれた樹木帯を設けておりますが、現在、西高塚地区の処理場については低木、ツツジ等が部分的に枯れている状況ではありますが、一応植栽等で周囲を囲んでおります。

築城浄化センターにつきましては、築城基地の用地ということで周辺の木々に囲まれた中に設置しておりますので、植樹帯は設けておりません。今後、今建設しております椎田処理区の下水道の建設につきまして、低木と樹木等を景観に配慮した計画で今後植栽を考えておりますので、景観に関してはある程度考慮できていると思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(13番 田原 宗憲君) 私の見た目をお教えします。

椎田浄化センターと築城浄化センター、椎田北部浄化センターに関しましては、よいとは言いませんが、今風の処理場だと思っております。しかし、西高塚下水処理場に関しましては、昔風の四角い、どっから見てもわかるような処理場だと思っております。

以前、中津市に私が行った際に、建設中の建物がありました。その建物をうどん屋さんとは思っておりました。そして、その数か月後に行きますと、和風建築の処理場であり、びっくりいたしました。その処理場に比べると、西高塚処理場は景観が悪く迷惑施設でもあり、本庁にも近く、峯原住宅管理のグラウンドが横にあります。景観については十分な配慮が必要だと思います。建てかえれとは言いませんが、目隠しとして中の見えない木を植えて、少しでも見えないようにしていただきたいのでありますが、どうでしょうか。町長にお聞きします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) これは植樹というのは大事なことだと思うんで、これは植樹をしながら緑化という意味も込めて、景観は私は必要だと思うんで、木はどんどん植えていきたいと、このように考えてます。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(13番 田原 宗憲君) 町長からよい返答がいただきましたので、よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

漁港整備について、まず初めに、椎田漁港の改修年度と台風災害が数年前に起こりましたが、その際にど

の部分をつけたか、また、どのようなもの、また、どのような生き物が流れてきたか、また、そのごみなどはどこから流れてきたか、教えてください。

議長(田村 兼光君) 平尾建設課長。

建設課長(平尾 達弥君) 建設課長、平尾です。椎田漁港の台風時期の流れてきたものということですが、ちょっと私がちょっと最近台風が来ておりませんが、平成、何年か前の台風ということになりましても、現実ちょっと漁港の被害がどのようにあったか私自身が把握しておりませんでした。それで、どこからごみが漂流してくるかといえば、まず椎田漁港等は河口域に位置していますので、上流の例えばあそこであれば城井川、それとか岩丸川、さらに小山田川と、上流の河川のほうから川に生えてるアシとか、それとか倒木、それから山から流下した木ですかね、そういうのがもう一番最後の川の一番最後にある港のほうに流れ出てくるんじゃないかと思います。

それと、生き物に関してはどういうのがということも、ちょっと私は今ここで説明するほど情報を持っておりません。

以上です。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(13番 田原 宗憲君) 当初課長は多分建設課のほうにいられたと思うんですが、ほかの課長の中で台風のごみですね、を確認できた方がおるようであればお答えください。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 私が職員時代ですね、台風のたびにヨシがどんどん流れてきて、牛が流れてきたこともございます。台風のとて河川敷につないじょった牛がそのまま海さへ流れて行つたと。それは動物、あとの動物はちょっと記憶ないんですけど、牛が築城のほうから流れてきたという記憶はございます。もうヨシがほとんどですね、漁港の中と、それから道路に波がばんとはじき上がったときに、道路にヨシを打ち上げると。これはもう町のほうと土木事務所とすぐに撤去するような形でしております。

以上、私の記憶ではそういうとてでございます。

議員(13番 田原 宗憲君) ほかにいませんか、いません。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(13番 田原 宗憲君) 町長が職員時代の件を自分は話しててわけじゃありません。四、五年までは多分ならないと思いますが、このとてに一応今高潮対策として湊の高さ的に現状の防波堤から45センチぐらいの、たしか45センチだったと思います、の潮が湊地区に流れ込まれないように今対処しててと思うんですね。だから、その台風の時期のヨシなどが上がったごみなどが上がったものに関しては、副町長知つててと思うんですけど、もし答えればちょっとお願いします。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 湊にたてさんのヨシが堆積して、それについてマムシとかそういう部分がひつついて

きて、その処理について大変苦慮はしました。そのヨシの対策についてやはり湊の方の協力がないと処理と  
いいますか、それはできませんでしたので、今はありませんけど、その協力を得てその処理、ごみ等は片づ  
け等はいたしました。

以上です。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(13番 田原 宗憲君) わかりました。一応このときに道路に上がった分のヨシとか、一応どんなもの  
があったかというのを自分は見えますのでお答えします。

この中に自転車、プラスチック、ヨシ、タイヤ、その他のごみと、生き物というのはマムシなんですね。マムシ  
を副町長が今答えてくれたので、自分は一番そこを聞きたかったんですが、マムシはとにかく海からは流れ  
てきません。上流からヨシに乗ってたどり着く。それをちょっと聞きたかっただけなんですね。

このごみが生き物などがどっから流れてくるか。築上町には主に5つの水系ですね。真如寺川、岩丸川、  
極楽寺川、そして小山田川と城井川があると思われま。ごみはその水系の例えば田んぼとか、私も田ん  
ぼをつくっており、水路に水を通す際にどうしても流してはいけないと思いますけど、多少の草などが川へ流  
れていきます。今では圃場整備、排水路整備などが進み、水が一直線に川へ流れ、大雨で流れたものがま  
だ漁港内に残っていると、自分はそういうふうに認識しております。

今は湊地区の椎田漁港のほうもまだ小型船が海へ出れるそうです。今後、水難救助隊の出動要請にも支  
障を来すおそれがありますので、なかなかしゅんせつというのは難しいと思いますが、今後しゅんせつをして  
いかなければならないのじゃないのかなと思いますので、町長にちょっとお聞きします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 昔、私が産業課のときもしゅんせつをやったけど、すぐ埋まるんよね、これが。上から  
流れてきて、そしてまた台風のときには打ち上がって、逆に海からも土砂を持って来るとい。しかし、  
支障があれば当然、今は船の数も少なくなってます。前は相当数ありましたけど。本来なら八津田の漁港か  
ら出てもらうのが本来の筋ですけど、なかなか利便性の考えがあって、椎田の方は椎田からという形で出  
ておるんで、それは少しは支障があれば、全面的なしゅんせつというのはいかんとしても、今ごみがたまって  
おるとか、そういうものは調査して除去して結構だと、このように考えてます。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(13番 田原 宗憲君) 今後検討していただきたいのですが、今の町長の返答の中に、宇留津地区  
の漁港を使っていたかという回答がありましたが、実際のところ、椎田地区には西角田漁港、椎田漁  
港、宇留津漁港と西八田漁港の4つがあると思われま。その中で西角田漁港に関しましては、漁師の  
方も後継者がおらず封鎖状態だと聞いております。その宇留津の漁港を例えばつくった理由に関しまして、  
漁港が例えば後の質問にもちょっと関係してくることなので聞きたいんですが、もし例えばしゅんせつです  
ね、椎田漁港に関しましては船がまだ出れます。小型船だけだと思うんですけど、大型船は宇留津漁港のほうに

とめてるそうなんですけど。ただ、この航路をもしふさいだときに、町長が例えば宇留津漁港を使いなさいとかいう今後返答をするのか。ただ、この宇留津漁港をつくった理由に関しましては、恐らく自分の見解で言いますと、北九州空港をつくるに当たり、漁業補償なりの機嫌とりとは言いませんが、そういうことを踏まえて機嫌とりにつくったんじゃないかなとは自分認識しています。

その結論として、漁港のその地区地区に漁師がいますけど、ほとんどの方が例えば西八田漁港の方は西八田漁港、宇留津漁港の方は宇留津漁港、椎田漁港の方は椎田漁港しか使っておりません。ただ、椎田漁港の1人の方が大型船を持っていますんで、その方だけが宇留津漁港を使ってる。だから、宇留津漁港を使いなさいちゅう、今後答弁はできれば避けてもらいたいと思います。ここで一応前向きにしゅんせつを今後ですね、いつかはしなきゃいけない時期が来ると思いますので、考えていただくちゅうことで、この質問は終わります。

次の質問に移りたいと思います。このままいいですかね。次の質問に移ります。

の西八田漁港の防波堤の建設年度と、またここでも出てくるのですが、しゅんせつをしたことがあるか。それと、築城自衛隊の滑走路とこの防波堤が5メートルぐらいちょっとあいてるのですが、何であいているかちゅう理由がわかれば教えてください。

議長(田村 兼光君) 平尾建設課長。

建設課長(平尾 達弥君) 建設課、平尾です。西八田漁港ですね、これは昭和63年に完成しました防衛予算であります漂砂対策事業で航路のしゅんせつ、それと滑走路と直角になります漂砂堤防です。それと護岸工等の漁港施設を整備をやっております。

当時、私も直接現場等に出て行って協議の中に入ったわけではございませんけど、その当時おられた前職員等から聞きますと、整備する上で町がつくる漂砂堤防ですか、それと防衛庁、基地ですかね、基地の滑走路堤防は警備上の問題があるのでつなぐと、そういう何か条件が出されたように聞き及んでおります。その結果、議員さんが言われるように、約4メートルか5メートルのすき間が残ったままになっております。しかし、事業完了後、できたすき間からちょうど東風が吹くと、滑走路とその漂砂堤防をちょうど波が受けるような格好になりまして、そのすき間から漂砂が港内に流入して航路の土砂堆積を進め、その結果また航路が埋まるということで、漁業活動を阻害してきました。漁業者からは、漂砂対策事業完了後も、そのすき間とかしゅんせつを再度行ってくれという要望を受けておりましたけど、いかんせん、そういう海の仕事につきましては多大な費用が伴いますので、町としましても財政厳しい折、再度当初の防衛事業でまたお願いしたいと考えております。

九州防衛局に対する再度の事業可能資料とするため、平成19年度、先ほどの八津田漁港を整備するとき、たまたま施工業者が測量船を持って来ておりましたので、ついでということおかしいんですけど、経費がかなり安くできるということで西八田漁港の港内の深浅測量を行っていただきました。

そのとき実際、一番最初の整備計画に対して航路は約1.5メートル強の埋設といえますか堆積が認められ

ました。このように実際堆積が進んでいるということで、再度の事業化を防衛省のほうに認めるように今後とも交渉を続けたいと、このように建設課のほうでは考えております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(13番 田原 宗憲君) 建設当時に比べても、防衛庁なりの補助工事だったということですよ。だから、もし例えばそこを5メートルあけた、あけるちゅうか、ふさいでもらってしとけばよかったのになとは今思っております。

このしゅんせつの理由としまして漁師さんに聞いたところ、防波堤のあいてる、課長がおっしゃったように5メートルぐらいのところから砂が海のほうより漁港内に流れ込み航路をふさいでいるということです。

また、上流からの葉っぱ、シバの葉っぱなど草などが原因だと漁師さんは言うておりました。そのため常備漁に本当に出られないんですね。今時期は西八田漁港の漁師さんは潮の時期にもよりますが、夜中の1時ぐらいに起きて漁に出て朝帰ってくるとかというような感じだそうです。これが秋ごろになりますと、昼の漁といえますか、体に負担のかからないような漁になるそうです。このまま続けておきますと、航路が全面的にふさがっておりますので、潮が満ちてこないと出られません。水難救助隊の要請にも同じく支障を来すと思われまます。西八田漁港の上流には宮ノ川があり、その宮ノ川には築城自衛隊からの排水管が80センチから1メートルのものが12個、30センチのものが8個で、漁港内に直接流れてる排水管が3個ほどあります。合計で23個ほどの排水管があるのを私が現地に行って確認をいたしました。基地内にも宮ノ川が、この宮ノ川自体基地の中を通ってますよね。宮ノ川流れておりますので、まだかなりの排水管なり、紙くずなどがどうしても流れてくると思います。

宮ノ川沿いには自衛隊が騒音対策で植えられた葉っぱの数が非常に多い木が植えられ、また基地内にはシバが植えられております。基地面積の半分以上の雨水もこの宮ノ川に流れてき、西八田漁港に流れ着くものと思われまます。西八田漁港は築城自衛隊の下流部にもありますので、防衛局に協力していただき、しゅんせつなどの対応をお願いしたいと思っておりますが、町長にお聞きします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) ただいまの質問の件は、漁協のほうからも再三要請があっております。我々も防衛省のほうにつないでおるけど、なかなかまだ予算化できてないというのが現状でございますし、本来なら滑走路の堤防と切れ間ふさいで泥が来ないようにするというので、これは町がやらなきゃならん事業だろうと思っております。堤防をつくったのは町でございますんで、しかし、防衛予算をいただいてという形になりましようし、口を酸っぱく、また事があるたびに話はしておりますけれども、なかなか。後で機種変更等々が来れば強烈なまた運動ができるんじゃないかなろうかなと、このように考えておりますし、しゅんせつもしかり、先ほど田原議員の言われるとおり、そこから流入した土砂が航路に埋まっておると。そして上から流れてくる分も多分埋まっておりますんで、こういうものが因果としてすれば、障害防止事業でできる可能性もございます。

基地の中からの流出物がいわゆる航路の中にたまっておりという形になれば、100%補助の障害防止事業というものもできるのではないかなというふうに考えておりますので、それに向かって努力をしまいるという事で答弁をさせていただきたいと思ひます。

議長(田村 兼光君) 田原議員。

議員(13番 田原 宗憲君) 町長にまた別に同じ質問でちょっとお願いがあるのですが、西八田漁港の対岸のほうに、基本的には海だと思ひます。ただ、しかし漁港の中に砂が堆積した小島のような潮が満ちてくればなくなる。ただ、一部分は残ってますんで、本当に自衛隊、例えば防衛局が真剣に考えないのであれば、今後自分も基地内から出る、例えば排水管なりを雨降りに行って例えば写真撮って、本当に確実に基地内が基地の自衛隊が地元の方に迷惑をかけているということを今後一生懸命頑張って自衛隊のほうにも理解していただきたいと思ひます。

これで質問は終わります。

議長(田村 兼光君) これで本日の一般質問を終わります。残りの質問については、あす12日に行ひます。

本日はこれで散会します。御苦勞さんでした。

午後4時02分散会